

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 190 件

国民年金関係 22 件

厚生年金関係 168 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 121 件

国民年金関係 46 件

厚生年金関係 75 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私は、国民年金に加入した年は国民年金保険料を納付することができなかったが、翌年に母親と一緒に市役所へ出向き、前年度分を含めた2年分の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の両親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を完納している。

また、申立人は、申立期間後の昭和 46 年度の保険料を 46 年 7 月に納付していることが被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳から確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当時同居していた申立人の長妹は、国民年金の手帳記号番号が 48 年 4 月に払い出され、20 歳までさかのぼって保険料を納付していること、弟は、53 年 2 月に手帳記号番号が払い出され、資格取得日である 51 年 4 月までさかのぼって保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

私の妻は、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和55年6月30日に第3回特例納付により18か月分の保険料を納付していることが附則4条リストから確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、特例納付保険料よりも低額の申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、婚姻後において職業及び住所の変更は無く、申立期間当時に保険料の納付をすることが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 45 年 9 月に、夫に勧められて国民年金に加入し、その後、主に夫が国民年金保険料を納付してくれていた。昭和 61 年 4 月からは口座振替で納付しており、未納は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 45 年 9 月以降、申立期間を除き 60 歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はいずれも 3 か月と短期間である。

また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の夫から、当時の納付状況を聴取できないものの、オンライン記録によると、申立期間①以降、納付日は不明であるが、過年度納付を行って申立期間②及び③前後の未納期間の保険料を納付していることが確認でき、未納期間を生じないよう保険料の納付に努めていたものと推認される。

さらに、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は見られないなど、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月及び同年4月
② 昭和54年5月から平成2年7月まで

私の元妻は、婚姻期間中、夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間直前の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は2か月と短期間である上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする元妻は当該期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、切替手続を行い、保険料を納付していたとする元妻から当時の切替手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、元妻は、申立人が昭和54年5月に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、自身の国民年金の資格については任意加入から強制加入に切替手続を行う必要があったが、当該切替手続を行っておらず、その後、当該期間中の58年7月に任意加入の資格を喪失して、当該期間の過半が申立人と同様に未加入期間となっているなど、申立人の元妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月及び同年2月

私は、会社退職後の平成8年1月ごろに区役所で、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続と妻の種別変更手続を行った。その後、申立期間の国民年金保険料を含めて私が夫婦二人分の保険料を納付していた。一緒に納付した妻の保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月間と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に妻の種別変更を行い、その後夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと説明しており、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっており、夫婦二人の保険料の納付月が確認できる平成10年度から21年度までの保険料の納付月はおおむね一致しているほか、申立人は申立期間後の厚生年金保険から国民年金への5回の切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年8月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月から同年8月まで
② 平成13年1月から同年3月まで

私は、大学生のときに納付書が送付されてきたのでアルバイト代から国民年金保険料を納付していた。また、最初に勤めていた会社を退職して1か月ほどしてから、送付されてきた切替手続の案内に従って、区の出張所で国民年金への再加入手続を行い、送付されてきた納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳は平成8年12月以前に交付されたものであり、申立人は、当該期間直後の8年9月の保険料を同年10月に納付していることから、8年10月以前に国民年金の加入手続を行っていると考えられ、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間後の8年9月から厚生年金保険に加入する直前の11年3月までの保険料を毎月現年度納付していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、送付されてきた切替手続の案内に従って区の出張所で第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、送付されてきた納付書で当該期間の保険料を納付したと説明しており、申立人が当時居住していた区では、当該出張所で種別変更手続を行うことができたとしているほか、オンライン記録の「第1号・第3号被保険者取得勧奨」

では、平成 13 年 1 月 11 日の第 2 号被保険者資格喪失に伴う第 1 号被保険者資格の加入勧奨が約 2 か月後の同年 3 月 21 日に行われたことが「初回勧奨」として記録されていることから、申立人は、1 度目の加入勧奨に従い種別変更手続きを行い、当該時点で納付書が発行されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、国民年金に任意加入してからは、定期的に国民年金保険料を付加保険料と併せて納付してきた。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 6 年 12 月までの期間、7 年 2 月から 8 年 11 月までの期間、9 年 2 月から 13 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 6 年 12 月まで
③ 平成 7 年 2 月から 8 年 11 月まで
④ 平成 9 年 2 月から 13 年 11 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を自身で、又は知人を介して納付していた。申立期間を含む期間の確定申告書には、納付した保険料額が記載されているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 48 年分から平成 13 年分までの所得税の確定申告書（控）を所持しており、昭和 48 年分の社会保険料控除欄には国民年金保険料額の記載は無いものの、当該年の保険料は納付済みであり、49 年分から申立期間直前の 55 年分までの確定申告書（控）にそれぞれ計上されている保険料額は、納付済みの保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間の昭和 56 年分から平成 13 年分までの確定申告書（控）についても、社会保険料控除欄に計上されている国民年金保険料の支払額は、一部の期間に当該年の保険料額と差異が見受けられるものの、各年の保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、各確定申告書（控）には、源泉徴収税額、所得金額、各種控除額等が記載されており、その記載内容に不自然さは認められない上、申立人は各年の確定申告をする際、自身で領収証書を確認して作成した確定申告書に税務署に持参する日を提出日として記載した上で、税務署の窓口職員の確認

を受けて提出していたと説明しており、提出日の記載が確認できる過半の確定申告書（控）にはすべて税務署の收受印と同じ日付が記載されているなど、申立内容の全体を通じて申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立期間④については、申立人は60歳を過ぎた平成9年2月3日に任意加入していることが確認でき、保険料を納付する意欲があったものと推察される。

その上、申立人のオンライン記録には、不自然な不在処理の形跡がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで

私は、区の担当者に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は自宅に来る区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①については、特殊台帳によると、直前の昭和38年度及び39年度の保険料がそれぞれ未納から納付済みに訂正されていることから、納付時期は不明ながら、各年度の保険料は過年度納付等されたものと考えられ、当該納付時点において、申立人は申立期間①の保険料を過年度納付又は現年度納付等することが可能であったと考えられる。

さらに、申立期間②については、6か月と短期間であり、特殊台帳によると、申立人は、当該期間を除き前後の昭和42年4月から44年3月までの保険料を3か月ごとに現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 8 月まで

私は、昭和 42 年 10 月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めた。43 年 4 月に転居後は、自宅で集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 10 月に国民年金に任意加入しており、申立期間の国民年金保険料を、自宅で集金人に納付していたと説明する納付方法は、申立人が当時居住していた市の「国民年金事業概要」に記載されている市職員による出張検認の収納方法と合致している。

また、申立人が所持する市の出納員交付の国民年金保険料領収書により、申立人は、昭和 49 年 10 月 17 日に申立期間直後の同年 9 月から同年 11 月までの 3 か月分の保険料を納付していたことが確認できるが、同年 9 月分については、申立人が所持する当該領収書により平成 21 年 8 月に記録が納付済みで訂正されるまで、申立期間と同様に未納とされていたことなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた申立人の夫は、標準報酬月額が当時の各年の平均給与額とほぼ同額であり、申立期間の保険料を納付することは十分可能であることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年 7 月から勤務先の会社を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、会社を 51 年 3 月に退職した後は、市役所で夫婦二人分の保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され一緒に勤務先を通じて保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人の勤務先の会社が国民年金保険料の納付事務を委託した国民年金事務組合の事業団が保管する国民年金被保険者台帳によると、夫婦の保険料は昭和 47 年 7 月から徴収を開始していることが確認できる上、申立人の職場の上司の証言等から申立人が 51 年 3 月まで会社に在籍していたことが推認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付頻度及び保険料額等の記憶が曖昧である上、申立期間直後の 54 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料については免除を受けていること、申立人の妻も申立期間の保険料が未納となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年度のうち 8 か月、37 年度のうち 3 か月及び 38 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年度のうち 8 か月
② 昭和 37 年度のうち 3 か月
③ 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで

私は、国民年金の制度発足以降、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は夫婦二人分を集金人に納付していたはずであり、60 歳まですべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月、3 か月及び 8 か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金の制度発足以降 60 歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 36 年 4 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は、自宅で集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に押印してもらっていたことを具体的に説明しており、当時の納付方法と合致しているほか、納付したとする夫婦それぞれの納付金額は、当時 35 歳未満であった申立人の保険料額及び当時 35 歳を超えていた申立人の夫の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8160

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の両親は、家族全員の国民年金の加入手続をし、家族の国民年金保険料は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金発足当時の昭和 36 年 3 月に両親及び兄二人と連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親及び父親は、いずれも国民年金発足当初から申立期間を含め 60 歳到達時までの保険料をすべて納付しており、当時同居していた兄二人も申立期間について保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私たち夫婦は、私が国民年金の加入手続を行った昭和42年以降、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みであること、また、申立期間④のうち昭和53年10月から54年3月までの期間については、夫が所持する領収証書により、夫は当該期間の保険料を55年11月21日に過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、③及び④のうち昭和53年7月から同年9月までについては、i) 夫が所持するA県民生局国民年金部から郵送された昭和55年8月25日現在の国民年金保険料の納付状況が記載されたはがきには、昭和52年度分以前の保険料の納付状況について、「納付月数153」及び「被保険者月数204」と印字されており、52年度以前の保険料未納期間は51月であったことが確認でき、夫の昭和36年4月から38年3月までの未納期間と申立期間①及び③とを合わせた期間に一致すること、ii) 当該はがきには、申立期間④当時の昭和53年度分の保険料について、「納めるべき月数9」及び「納め

るべき金額¥24,570」の印字が、「納めるべき月数6」及び「納めるべき金額¥16,380」と手書き修正されており、夫が所持する領収証書により、昭和55年11月21日に当該時点で過年度納付が可能であった53年10月から54年3月までの6か月分の保険料を納付したことが確認でき、当該納付をした時点では、53年7月から同年9月までの3か月間は時効により保険料を納付することができない期間であったことのほか、夫婦が、これらの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、これらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8167

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 12 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、自身、母、姉及び私の 4 人の国民年金保険料を納付してくれていた。両親は当時、飲食店を営んでおり、経営は順調で経済的に苦しい状態ではなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳時から 60 歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 9 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間前後を通じて住所に変更は無い上、両親が経営する飲食店の経営は安定していたと説明しており、申立人及びその家族の生活状況等に大きな変化は無かったものと考えられ、同居していた両親及び姉は申立期間の保険料がすべて納付済みとなっているなど、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの保険料については、申立人の国民年金手帳の記号番号が 42 年 1 月に任意加入で払い出されているが、申立人が所持する複数の年金手帳の検認印の記録などから、昭和 44 年度より後に当該期間が強制加入期間に訂正されていることが確認できる。このことから、当該期間の保険料は、特例納付によりさかのぼって納付されたものと考えられ、特例納付した時点で、申立期間の保険料も特例納付することが可能であったと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 昭和59年7月から61年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、結婚後も免除申請をした時期を除き継続して国民年金保険料を納付してきた。申立期間が保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間直後の保険料は納期限内に納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、申立人の所持する年金手帳には、申立人の夫が厚生年金保険に加入した昭和60年9月26日に資格喪失し、申立期間直後の61年4月1日に第3号被保険者として資格取得したことが記載されていることから、当該期間のうち、60年9月から61年3月までは国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該資格喪失に係る手続きを行った記憶が無いと説明しているが、申立人の第3号被保険者の届出の事務処理は平成2年9月10日にさかのぼって行われたことがオンライン記録で確認でき、年金手帳の資格喪失及び第3号被保険者資格取得の記載は、申立人が、当該届出を行った際に行われたものと思われ、当該期間のうち昭和60年8月まで継続して保険料を納付していたと考えるよりは、むしろ当該期間は未納であって、夫が厚生年金保険に加入した60年9月以降の期間についてさかの

ぼって未加入期間としたと考えるのが自然であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8175

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、夫が会社を立ち上げた後に国民年金に加入し、その会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出され、当時居住していた市の被保険者名簿では、加入当初の 49 年 12 月から 51 年 3 月までの保険料は夫婦とも申立期間直前の 51 年 10 月に納付し、申立期間後の昭和 52 年度から 60 年度までの保険料をすべて納付していることが確認できること、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8176

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、私が会社を立ち上げた後に国民年金に加入し、その会社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの間、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 12 月に夫婦連番で払い出され、当時居住していた市の被保険者名簿から加入当初の 49 年 12 月から 51 年 3 月までの保険料は夫婦とも申立期間直前の 51 年 10 月に納付し、申立期間後の昭和 52 年度から 60 年度までの保険料をすべて納付していることが確認できること、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8177

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月

私は、結婚当初国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかったが、将来のことを考えて夫婦で国民年金に加入して、保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 60 年 12 月以降、申立期間直前までの保険料を納付していること、オンライン記録から、63 年 12 月に申立期間のものと思われる納付書が発行されたことが確認でき、当該時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当時同居していた申立人の両親は、制度発足当初の 1 年間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 8184（事案 258 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻と同時に国民年金に加入し、昭和 56 年 4 月に転居した後も国民年金保険料を納付していた。56 年に保険料の納付をやめた記憶は無く、58 年に国民年金の資格を喪失した記憶も無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付書により郵便局で保険料を納付していたと主張していたが、申立期間当時居住していた市では、現年度分の国民年金保険料を郵便局で納付することはできなかったこと、申立人が所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者の資格喪失日「昭和 58 年 4 月 1 日」が記載され、当該日に喪失手続きがされたことが確認でき、当時居住していた市では、任意加入期間中の資格喪失は、行政側で一方的に行うことは無いと証言していることから、資格喪失は申立人の申出によって行われ、その結果、それ以降の国民年金の納付書が送付されなかったと考えるのが相当であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間当時に居住していた市発行の説明文書であ

る「届出をされた方へ（国民年金任意加入被保険者現況届）」を提出するとともに、納付場所に関する従前の説明は記憶違いであり、他の場所で納付していたと説明しており、その内容も踏まえ、口頭意見陳述を実施した。

これについて審議した結果、申立期間①については、申立人から新たに提出された上記書類により、申立人が昭和 56 年 4 月の転居後に国民年金の手続を行っていたことが推認でき、納付場所に関する申立人の新たな説明は当時の状況と合致しているほか、申立人が保険料を納付していたとする申立人の子供二人は、20 歳から厚生年金保険に加入するまでの期間について付加保険料を含めた保険料が納付されており、申立人の国民年金への関心の高さがうかがえることなどを総合的に勘案すると、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間②については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年2月まで
② 平成12年12月

私は、平成3年4月に国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間の納付書が平成14年6月に発行されていることがオンライン記録から確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、申立人から提出された預金取引明細表から、申立人は当該期間後の平成5年8月に口座を新たに開設し、保険料の引き落としは6年6月から始まっていることが確認できること、申立人の国民年金の手帳記号番号は6年4月ごろに払い出されており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間、45年4月から49年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで
② 昭和44年7月から49年3月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、勤務先の元社長及びその妻が納付してくれていた。申立期間②及び③の保険料は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和39年8月に払い出されており、その時点で当該期間の保険料は過年度納付が可能であるほか、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする勤務先の元社長及びその妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②のうち、昭和45年4月から49年3月までの期間については、45年6月に婚姻した後は夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、自身が20歳となった46年*月以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の妻の手帳記号番号が払い出された同年2月時点で申立人の45年4月以降の現年度納付書が発行されたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間③については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の

期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、自身が国民年金に加入する以前の申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間、45年4月から49年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月5日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「平成18年冬季賞与支払台帳」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、「平成18年冬季賞与支払台帳」の厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11112	男		昭和24年生		150万 円
11113	男		昭和24年生		150万 円
11114	男		昭和25年生		140万 円
11115	男		昭和25年生		140万 円
11116	男		昭和25年生		90万 円
11117	男		昭和25年生		145万 円
11118	男		昭和23年生		88万 7,000円
11119	男		昭和24年生		142万 2,000円
11120	男		昭和27年生		145万 円
11121	男		昭和23年生		79万 9,000円
11122	男		昭和26年生		83万 5,000円
11123	男		昭和26年生		90万 5,000円
11124	男		昭和29年生		96万 円
11125	男		昭和34年生		85万 2,000円
11126	男		昭和31年生		92万 3,000円
11127	男		昭和34年生		83万 2,000円
11128	男		昭和36年生		85万 9,000円
11129	男		昭和35年生		88万 1,000円
11130	男		昭和35年生		93万 4,000円
11131	男		昭和35年生		94万 円
11132	男		昭和36年生		88万 9,000円
11133	男		昭和35年生		98万 9,000円
11134	男		昭和32年生		77万 2,000円
11135	男		昭和30年生		87万 4,000円
11136	男		昭和29年生		88万 4,000円
11137	男		昭和31年生		82万 9,000円
11138	男		昭和25年生		75万 9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11139	男		昭和27年生		86万 2,000円
11140	男		昭和30年生		90万 7,000円
11141	男		昭和32年生		85万 5,000円
11142	男		昭和32年生		91万 2,000円
11143	男		昭和33年生		100万 6,000円
11144	男		昭和34年生		88万 2,000円
11145	男		昭和35年生		86万 2,000円
11146	男		昭和35年生		93万 円
11147	男		昭和32年生		150万 円
11148	男		昭和35年生		150万 円
11149	男		昭和36年生		85万 9,000円
11150	男		昭和34年生		107万 8,000円
11151	男		昭和36年生		82万 5,000円
11152	男		昭和36年生		93万 8,000円
11153	男		昭和35年生		84万 3,000円
11154	男		昭和37年生		94万 2,000円
11155	男		昭和38年生		81万 9,000円
11156	男		昭和32年生		150万 円
11157	男		昭和32年生		150万 円
11158	男		昭和38年生		91万 9,000円
11159	男		昭和38年生		79万 円
11160	男		昭和38年生		83万 円
11161	男		昭和38年生		82万 9,000円
11162	男		昭和39年生		79万 円
11163	男		昭和35年生		150万 円
11164	男		昭和34年生		150万 円
11165	男		昭和29年生		82万 1,000円
11166	男		昭和34年生		150万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11167	男		昭和35年生		78万 8,000円
11168	男		昭和36年生		89万 1,000円
11169	男		昭和36年生		88万 4,000円
11170	男		昭和36年生		81万 3,000円
11171	男		昭和37年生		79万 1,000円
11172	男		昭和37年生		96万 2,000円
11173	男		昭和39年生		80万 5,000円
11174	男		昭和39年生		67万 円
11175	男		昭和39年生		84万 1,000円
11176	男		昭和39年生		84万 8,000円
11177	男		昭和39年生		81万 2,000円
11178	男		昭和39年生		77万 2,000円
11179	男		昭和39年生		83万 円
11180	男		昭和39年生		81万 6,000円
11181	男		昭和39年生		82万 7,000円
11182	男		昭和39年生		85万 9,000円
11183	男		昭和39年生		86万 7,000円
11184	男		昭和39年生		82万 円
11185	男		昭和40年生		86万 7,000円
11186	男		昭和40年生		86万 円
11187	男		昭和40年生		87万 5,000円
11188	男		昭和40年生		72万 9,000円
11189	男		昭和40年生		81万 7,000円
11190	男		昭和40年生		83万 9,000円
11191	男		昭和40年生		79万 9,000円
11192	男		昭和39年生		71万 4,000円
11193	男		昭和32年生		150万 円
11194	男		昭和34年生		150万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11195	男		昭和36年生		145万 円
11196	男		昭和32年生		140万 円
11197	男		昭和32年生		75万 円
11198	男		昭和35年生		91万 5,000円
11199	男		昭和40年生		80万 7,000円
11200	男		昭和41年生		74万 7,000円
11201	男		昭和39年生		81万 1,000円
11202	男		昭和41年生		78万 2,000円
11203	男		昭和40年生		77万 6,000円
11204	男		昭和40年生		78万 3,000円
11205	男		昭和39年生		79万 6,000円
11206	男		昭和37年生		145万 円
11207	男		昭和35年生		150万 円
11208	男		昭和34年生		150万 円
11209	男		昭和33年生		80万 8,000円
11210	男		昭和30年生		89万 2,000円
11211	男		昭和33年生		78万 9,000円
11212	男		昭和36年生		150万 円
11213	男		昭和32年生		150万 円
11214	男		昭和32年生		145万 円
11215	男		昭和46年生		67万 2,000円
11216	男		昭和46年生		120万 円
11217	男		昭和43年生		140万 円
11218	男		昭和32年生		150万 円
11219	男		昭和43年生		105万 円

東京厚生年金 事案 11220～11240（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りがあったとしており、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
11220	男		昭和29年生		平成16年7月10日	35万 6,000円
11221	女		昭和24年生		平成16年7月9日	35万 3,000円
11222	男		昭和21年生		平成16年7月9日	72万 2,000円
11223	男		昭和38年生		平成16年7月9日	41万 6,000円
11224	男		昭和47年生		平成16年7月10日	45万 2,000円
11225	男		昭和42年生		平成16年7月9日	72万 1,000円
11226	男		昭和42年生		平成16年7月10日	48万 6,000円
11227	女		昭和41年生		平成16年7月10日	37万 2,000円
11228	男		昭和46年生		平成16年7月10日	45万 1,000円
11229	男		昭和46年生		平成16年7月10日	39万 5,000円
11230	男		昭和46年生		平成16年7月10日	45万 8,000円
11231	男		昭和45年生		平成16年7月10日	36万 円
11232	男		昭和48年生		平成16年7月10日	30万 5,000円
11233	男		昭和50年生		平成16年7月10日	31万 9,000円
11234	男		昭和49年生		平成16年7月10日	36万 1,000円
11235	男		昭和48年生		平成16年7月10日	24万 5,000円
11236	男		昭和46年生		平成16年7月10日	38万 3,000円
11237	男		昭和48年生		平成16年7月10日	33万 4,000円
11238	男		昭和48年生		平成16年7月10日	38万 3,000円
11239	男		昭和58年生		平成16年7月10日	25万 8,000円
11240	男		昭和50年生		平成16年7月10日	30万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から25年3月31日まで
年金受給の手続をした時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和26年8月30日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は昭和59年4月まで旧姓であることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、25年8月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違しておりその原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月9日から26年4月12日まで
② 昭和27年9月1日から30年12月20日まで

平成22年1月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を請求したことはなく、請求をするとしたら両申立期間の間にある被保険者期間を除くことはありえないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和33年1月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和31年3月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、両申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 12 月 3 日から 19 年 1 月 3 日まで
② 昭和 19 年 1 月 3 日から 20 年 8 月 29 日まで

年金問題が騒がれるようになり、年金記録を確認したところ、申立期間②について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給された時期は、終戦からA国に抑留されていたので、脱退手当金の請求手続も、受給もできるはずはない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間①については、昭和 18 年 12 月からB社に勤務していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の脱退手当金は、オンライン記録上、昭和 21 年 4 月 23 日に支給決定されているが、申立人が勤務していたB社は、昭和 20 年 8 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、事業主による代理請求は考え難い。

また、C発行の軍歴確認書により、昭和 20 年 3 月 6 日に入隊後、A国の収容所に入所し、22 年 5 月 12 日に日本に帰国したことが確認できることから、脱退手当金の請求に本人の意思が反映されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の実家に居住していた姉は、「脱退手当金が支給された当時、実家に申立人の脱退手当金に関する書類等は送られて来ていないし、代わりに受け取っていない。」と証言している上、申立人の改製原戸籍謄本から、利害関係人による失踪宣告はなされていないことが認められることから、利害関係人が申立人の脱退手当金を代理請求及び代理受領することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、申立人が当該期間当時に記帳していた日記から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、昭和20年8月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、連絡先が確認できた9名の従業員に照会したところ、回答のあった複数の従業員は、「自分が入社してから、厚生年金保険に加入するまでは相当な期間があった。」と供述している上、申立人が記憶している同時期に入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日であることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における申立期間に係る資格取得日は昭和 24 年4月1日、資格喪失日は同年4月5日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年11月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A事業所に勤務していた申立期間に係る記録が無い。同時期に働いた同僚二人には記録があり、自分も厚生年金保険料は控除されていたと思う。また、他の同僚一人も最近、記録の訂正が認められている。当時の身分証明書や同僚と撮った写真もあり、写真のうち1枚は、その裏に「1949年10月」と書かれており、申立期間においてA事業所で勤務していた証明になると思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

また、A事業所に係る当時のB事務所の記録を引き継ぐC事務所が提出した厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日が確認できる連名式の名簿により、申立人が昭和 24 年4月1日に資格を取得し、同年4月5日に資格を喪失している旨の記載が確認できる。

一方、A事業所に係る事業所別被保険者名簿には氏名及び得喪日等の記載の無い健康保険番号が確認できる。当該番号のうちの1つは、上記の連名式の名簿において申立人に付されている番号と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 24 年4月1日から同年4月5日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額については、上記の連名式の名簿において申立人の標準報酬月額の記録が確認できないことから、厚生年金保険法及び船員保険法の一

部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 24 年 4 月 5 日から 25 年 11 月 1 日までの期間について、同時期に勤務していた同僚 3 人について厚生年金保険の加入の記録があることから、申立人は自分も厚生年金保険料を給与から控除されていたとしているところ、上記同僚 3 人のうち 2 人については、社会保険事務所（当時）から提出のあった厚生年金保険個人別台帳に記録が残っており、オンライン記録においても記録の確認ができる。

また、上記同僚 3 人のうち 1 人については、D 局（申立期間当時は E 局）が発行した厚生年金保険資格確認票により、第三者委員会において厚生年金保険の記録を訂正する旨のあっせんが行われている。

しかし、C 事務所は、申立人が当該期間について、A 事業所で働いたことを確認できる資料が無いとしていることから、申立人が当該期間について同事業所で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は同僚と撮った写真を提出しており、そのうち 1 枚には裏面に「1949 年 10 月」の日付が記されており、申立人は当該日付が正しいものであると主張しているが、当該日付が当該期間において記されたものだとは判断できる客観的な根拠が無いことから当該写真により勤務の時期を特定することができない。

さらに、申立人が当時の身分証明証の写しを提出していることから、当該身分証明書の写しに記載されている記号番号により申立人の雇用期間が確認できないか C 事務所に問い合わせたが、同事務所では当時の A 事業所に係る雇用台帳等を保管しておらず、回答することができないとしている。

加えて、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、昭和24年10月21日と認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から同年10月21日まで
② 昭和24年10月23日から同年11月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

履歴書があり、勤務していたことは確かなので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された履歴書によると、昭和24年10月20日にA社を退社したことが記載されており、申立期間①に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は当時の従業員の氏名、業務内容及び退社した理由を記憶しており、照会した従業員の回答によると申立人の業務内容と符合していることから、申立人の供述は具体性が認められる。

したがって、申立人のA社における退社日は昭和24年10月20日とすることが妥当であり、資格喪失日は同年10月21日であると認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された履歴書によると、昭和24年10月23日にB社に入社したことが記載されており、当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主の所在も確認できないことから申立人に係る厚生年金保険の扱いについて確認することはできない。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち3人は死亡又は所在が確認できず、も

う一人は申立人を記憶しているものの厚生年金保険の扱いについては覚えていないと供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月5日から同年5月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在職証明書にあるように、昭和56年1月5日から同年5月31日まで5か月間勤務していたにもかかわらず、最後の1か月しか記録が無いのは全く不可解である。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、B社から提出された昭和56年の出勤簿及び当時の上司の供述から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、当時の資料が無いため申立人の厚生年金保険の扱いについては、不明としている。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から当時の職員に照会した結果、昭和56年1月以降に採用された4人のC職の職員から回答があり、全員が採用と同時に厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認でき、そのうち二人は、「C職は全員厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失日が 49 年 9 月 1 日とされ、当該期間のうち、49 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年 9 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、年金額算定の基礎とはなっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社より提出された退職金一覧表及び回答から判断すると、申立人は、同社に昭和 49 年 8 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年 7 月の社会保険事務所の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和 49 年 8 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年3月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年2月1日まで
② 昭和26年2月1日から同年3月まで
③ 昭和27年3月5日から28年2月21日まで

A社に勤務した申立期間①、②及び③の加入記録が無い。同社には申立期間もそれぞれ勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与明細書並びに同僚及びA社の供述等から判断すると、申立人は、当該期間について、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が所持する昭和28年1月の給与明細書から、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A社の同僚は、「自分が入社した昭和27年初めごろから、申立人は既に熟練工の正社員として勤務しており、自分は申立人から仕事を習った。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人はA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和28年1月の給与明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②については、A社は、当時の人事記録及び厚生年金保険料控除に関する記録は残っていないとしており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚及び従業員に照会したが、申立人の申立期間①及び②に係る勤務期間を特定することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社内での転籍はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された月例給与支給明細書、B社から提出された申立人に係る船員保険被保険者台帳及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて、A社は、「申立人は、昭和50年7月1日からC社に派遣されているが、厚生年金保険については、引き続きA社で厚生年金保険の被保険者となっていた。C社設立に伴い、申立人の厚生年金保険の適用を切り替えた。」と回答している。

また、申立人と同じく昭和50年7月1日にA社からC社に派遣された同僚から提出された資料によると、A社は、申立期間に厚生年金保険の記録が無いことについて、同社又はC社の事務処理上の転記ミスにより、1か月間の空白が発生したとして、63年に、手続誤りを認めていることが確認できる。このことから判断すると、申立人は50年10月1日まで、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有するものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記月例給与支給明細書における報酬額及び保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 50 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年2月から4年12月までは20万円に、5年1月から同年3月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年4月30日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円と低くなっているのを、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額は、平成5年3月4日付けで、申立人を含む5名について減額訂正されており、申立人の場合、当初、3年2月から4年12月までは20万円、5年1月及び同年2月は9万8,000円と記録されていたものが、さかのぼって8万円に減額訂正され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月30日まで継続していることが確認できる。

一方、A社の事業主は、「社会保険事務所から呼出しを受け、厚生年金保険料を払いやすくしてあげるから印鑑を持参するように言われ、社会保険事務所が用意した書類に実印を押した。」と供述している。また、同社の取締役は「当社は、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたはずだ。」と供述していることから、同社は、申立期間に厚生年金保険料を滞納していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月4日付けで行われた標準報酬月額のそきゅう訂正処理は、事実即ちしたものとは認められず、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている、申立人の3年2月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から4年12月までは20万円、5年1月から同年3月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、A社における給与額は、以前と変更は無く、当該期間の標準報酬月額は従前の標準報酬月額と同額の20万円であると申し立てしているところ、申立人が保管していた預金通帳の明細から、同年1月及び同年2月については、当該期間の標準報酬月額より高額の給与額が振り込まれていることが確認できる。

しかし、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除を示す資料を保管しておらず、また、当時のA社の事業主は、「既に当社は解散しており関係資料も残されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述しており、申立人の同僚は保険料控除について記憶していない旨供述していることから、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、オンライン記録では、平成5年1月の標準報酬月額の随時改定を同年2月5日に処理した記録があるが、社会保険事務所において、不自然な記録訂正が行われた形跡は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年3月24日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年3月24日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年3月24日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月24日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが判明し、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳一覧により、申立人は同社に平成19年3月24日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成19年4月の上記賃金台帳一覧における報酬額及び保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の資格取得に係る届出誤りを認めており、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年12月10日のA社における標準賞与額に係る記録を77万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、77万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社は3年前に閉鎖し、書類はすべて処分したため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月15日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった従業員名簿及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社本社から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年5月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月24日から同年6月1日まで

A社に昭和46年5月24日から51年3月25日まで継続して勤務し、厚生年金保険料を58か月間控除されていたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は46年6月1日と記録され、加入記録が57か月間となっている。勤務期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が昭和46年6月1日と記録され、被保険者期間は同年6月から51年2月までの57か月とされている。

これに対し、申立人から提出された給与支払明細書において、昭和46年6月から51年3月までの期間に支給された各月の給与から、58か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づ

く標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書における報酬額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録におけるA社に係る申立人の資格取得日は、同社が加入しているC健康保険組合及びD厚生年金基金における資格取得日と同日（昭和46年6月1日）と記録されており、社会保険事務所（当時）と当該関係機関（健康保険組合、厚生年金基金）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和 37 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月17日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していた。転勤のときの辞令を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社内報及び申立人から提出された辞令から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 37 年5月1日に同社B製作所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B製作所における昭和 37 年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年4月は36万円、同年5月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、15年1月から同年3月までは38万円、同年4月は36万円、同年5月から同年11月までは38万円、同年12月は36万円、16年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月から同年5月までは38万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月及び同年9月は36万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は36万円、17年1月は38万円、同年2月は36万円、同年3月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から17年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与と比較して低くなっているのを、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳に基づく資料から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳の報

酬額から、平成 14 年 4 月は 36 万円、同年 5 月から同年 11 月までは 38 万円、同年 12 月は 36 万円、15 年 1 月から同年 3 月までは 38 万円、同年 4 月は 36 万円、同年 5 月から同年 11 月までは 38 万円、同年 12 月は 36 万円、16 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 38 万円、同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 38 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 36 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 36 万円、17 年 1 月は 38 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理責任者は、「従業員の標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届け出た。」と供述していることから、事業主は賃金台帳に基づく資料で確認できる保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間④に係る資格喪失日は、平成4年8月25日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月25日に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成4年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年6月から61年11月1日まで
② 昭和61年11月1日から63年1月1日まで
③ 昭和63年1月1日から平成元年5月1日まで
④ 平成4年3月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した申立期間①、③及び④並びにB社で勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間④においてA社で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日の後の同年8月25日付けで遡^{そきゅう}及して、申立人に係る同年8月の標準報酬月額の随時改定の記録を取り消すとともに、申立人の資格喪失日を同年3月31日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、前述の資格喪失に係る処理は、A社が適用事業所でなくなったときに在籍していた元従業員24名全員について行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年8月25日付けで行われた当該遡^{そきゅう}及に係る処理は事実^{そきゅう}に即したものと考えるべく、社会保険事務所（当時）が行った当該遡^{そきゅう}及処理に合理的な理由は無く、適正な処理があったとは認められないことから、申立人

のA社における申立期間④に係る資格喪失日は、当該適^{そきゅう}及処理が行われた同年8月25日であると認められる。

なお、申立期間④のうち平成4年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年2月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

一方、平成4年8月25日から同年11月1日までの期間については、前述の24名のうち、元従業員2名が提出した給与支払明細書により、同年7月までは厚生年金保険料が控除されているものの、同年8月からは控除されていなかったことが確認でき、また元従業員3名も、「A社は平成4年8月から厚生年金保険料の控除をしなくなった。」と回答していることから、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立期間①のうち、昭和56年9月21日から61年10月31日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年5月1日であり、申立期間①当時、同社は適用事業所となっていない。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となってから適用事業所でなくなるまでの期間に被保険者となっている元従業員40名のうち、連絡先を把握できた18名に照会したところ、申立期間①当時も同社で勤務していたと回答した元従業員は3名いたが、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和60年10月から61年11月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人が提出した「昭和62年分の給与所得の源泉徴収票」により、申立人が申立期間②のうち一部期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、事業所検索を行ったところ、B社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、前述の源泉徴収票によれば、給与等から控除された社会保険料等の金額が2万1,450円であることが確認できるが、当該金額は、給与支払金額に基づく雇用保険料と一致しており、B社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②において、国民年金保険料を納付していることが確

認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録により、申立人はA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年5月1日であり、申立期間③当時、同社は適用事業所となっていない。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となってから適用事業所でなくなるまでの期間に被保険者となっている元従業員 40 名のうち、連絡先を把握できた 18 名に照会したところ、申立期間③当時も同社で勤務していたと回答した元従業員は3名いたが、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことについて確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間③において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年12月22日は28万5,000円に、19年6月22日及び同年12月17日はそれぞれ73万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月22日
② 平成19年6月22日
③ 平成19年12月17日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準賞与額が実際の厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額と相違している。それぞれの賞与支払明細書を提出するので、各申立期間の標準賞与額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③のそれぞれの期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人のA社における賞与支払明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間①については28万5,000円、申立期間②及び③についてはそれぞれ73万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月22日、19年6月22日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく

厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月16日から8年2月1日まで
A社又はB社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成7年4月にA社に入社し、社名がB社に変わってからも引き続き勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、B社は、平成8年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所にはなっていないことが確認できる。

しかしながら、申立人と同様、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成7年12月16日に喪失後、8年2月1日にB社において資格を取得していた同僚17人のうち16人については、その後、A社における資格喪失日の記録が同年2月1日に訂正され、いずれも申立期間の厚生年金保険の記録が継続していることがオンライン記録において確認できる。

また、当該記録訂正された同僚は、「B社を退職後、厚生年金保険記録に欠落があることが判明したので、同社に連絡して訂正してもらった。」と供述しており、同人から提出された給与明細書により、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。このことから、B社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間においては、A社において厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

また、B社は、「申立期間当時の従業員に係る資料が保存されていないので、申立人

の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答しているが、当時の給与事務担当者は、「申立人の申立期間当時の厚生年金保険料は控除していたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年11月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から3年4月1日まで
A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与支給額より大幅に低くなっている。同社には取締役として勤務していたが、標準報酬月額の引下げについては関知していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年1月から3年3月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月31日）の後の4年4月2日付けで、申立人を含む14人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理が行われた日以前の平成3年12月20日に取締役を辞任していることが確認でき、当時の他の役員は、申立人は営業担当の役員であった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月16日から同年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の報酬額及び保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期

間に係る申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和46年4月1日から現在まで継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年2月1日から53年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を52年2月1日、資格喪失日を53年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を52年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から53年3月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月1日から53年4月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和52年2月1日から53年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社で同じ営業業務を行っていた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時のA社の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社ではほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当時のA社の同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和52年2月及び同年3月は10万4,000円、同年4月から53年3月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年2月から53年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和50年5月1日から52年2月1日までの期間については、A社の同僚の供述及び申立人から提出された社員旅行の写真から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、同社及び当該事業主から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人に係る当該期間における雇用保険について、加入記録が確認できないところ、雇用保険の加入記録が確認できる同僚及び従業員4人のうち3人は、雇用保険の加入日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、当時、A社では雇用保険と厚生年金保険の資格取得日を同日にしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月1日から4年4月30日までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を2年11月から3年9月までは16万円、同年10月から4年3月までは17万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年4月及び同年5月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成4年4月30日となっているが、同年5月31日まで勤務していた。

また、同記録では、平成2年11月から4年3月までの標準報酬月額が当初の標準報酬月額より低くなっている。当該期間において給与の減額は無かったので、厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成2年11月1日から4年4月30日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月21日より後の同年12月4日付けで、2年11月から3年9月までは16万円から11万8,000円に、同年10月から4年3月までは17万円から11万8,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年11月から3年9月までは16万円に、

同年10月から4年3月までは17万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成4年4月30日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年5月21日より後の同年12月4日付で、さかのぼって同年4月30日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成4年6月1日に訂正することが必要である。

なお、平成4年4月及び同年5月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に、当初届け出た17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和 27 年 2 月 19 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月19日から同年8月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和27年2月19日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる社会保険料控除額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成7年10月26日）及び資格取得日（8年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月26日から8年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務した期間中に外勤から内勤に変わったことはあったが、申立期間に退職や雇用条件の変更などは無い。給与振込みの口座記録を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において平成7年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月26日に資格喪失した後、8年2月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、オンライン記録から、申立期間当時にA社において被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人は中途退職することなく、申立期間も継続して同社に勤務していた旨供述している。

また、申立人が所持する預金通帳の明細から、申立期間においてA社より毎月給与額が振り込まれていることが確認できることから、申立期間も継続して同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、上記給与振込額は、申立期間以前における社会保険料等を控除後の額とほぼ同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与振込額及び申立人のA社における平成7年9月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年10月から8年1月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 5 年 6 月 26 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間も給与の減額は無かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額は、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成 5 年 6 月 26 日より後の同年 9 月 13 日付けで、当初記録されていた 38 万円から 18 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社において、申立人と同様に平成 5 年 9 月 13 日付けで標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が 26 人確認できる。

さらに、滞納処分票により、申立期間当時、A 社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 9 月 13 日付けでさかのぼって行われた訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和 22 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 15 年から継続してA社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し (A社B事務所から同社C事務所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は資格喪失の手續に誤りがあったことを認めていることから、申立期間における資格喪失日を昭和 22 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和 22 年 2 月の社会保険事務所 (当時) の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めており、事業主が昭和 22 年 3 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成13年9月3日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年9月から15年3月までは22万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年9月1日から19年12月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、16年9月から17年8月までは28万円、同年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の19万円とされている。

しかしながら、申立人は、当該期間について、平成16年9月から18年6月までは28万円、同年7月及び8月は30万円、同年9月から19年11月までは32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、16年9月から18年6月までは28万円、同年7月及び8月は30万円、同年9月から19年11月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成15年12月25日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同年12月25日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 8 月 21 日から同年 9 月 3 日まで
② 平成 13 年 9 月 3 日から 19 年 12 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②については厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低く、また標準賞与額の記録が無い。申立期間②の一部は同社の事後訂正の届出により、記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間の保険料控除額が確認できる給料台帳等を提出するので、申立期間①を被保険者期間として認めて、申立期間②を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が所持する平成 13 年 9 月分の給料台帳の写しにより、申立人は、A社に平成 13 年 8 月 21 日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料台帳の写しにおいて確認できる保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人は、申立期間②のうち、平成 13 年 9 月 3 日から 16 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額及び 15 年 12 月 25 日の標準賞与額の相違について申し立てているところ、オンライン記録では標準報酬月額については、13 年 9 月から 15 年 8 月までは 17 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 19 万円と記録されており、15 年 12 月 25 日の標準賞与額

については記録が無い。

しかし、平成13年10月、同年12月及び14年1月の給与については、申立人が所持していた給料台帳の写しにより、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、平成13年11月の給与については、上記給料台帳の写しは無いが、前後の期間において厚生年金保険料が控除されていることから、同月においても引き続き同額の保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

さらに、平成14年2月から15年12月までの給与については、申立人所持の年末調整一覧表の写しにより、また16年1月から同年8月までの給与については、申立人所持の源泉徴収簿の写しにより、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料台帳等の保険料控除額又は報酬額から平成13年9月から15年3月までは22万円、同年4月から16年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円にすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成16年9月1日から19年12月1日までの標準報酬月額は、オンライン記録によれば当初19万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年11月に、16年9月から17年8月までは28万円、同年9月から18年8月までは30万円、同年9月から19年8月までは28万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（28万円、30万円及び32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（19万円）となっている。

しかしながら、申立人が所持していた申立期間に係る源泉徴収簿の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額又は報酬額から、平成16年9月から18年6月までは28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月から19年11月までは32万円とすることが妥当である。

一方、平成15年12月25日の標準賞与額については、申立人所持の年末調整一覧表の写しにより、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていることが認められる。

なお、当該期間の標準賞与額は、年末調整一覧表の支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、また、賞与届を提出していないことを認めており、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認め

られる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格喪失日は、昭和53年8月31日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月31日から同年8月31日まで
② 昭和56年4月30日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの会社に勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が、昭和53年8月30日まで、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む10人の従業員の同社における被保険者資格喪失日が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和53年6月15日の後の同年12月13日に、さかのぼって同年3月31日と処理されているほか、同社の従業員26人の被保険者資格喪失日がさかのぼって訂正されており、このうちの5人の被保険者資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の日付けであったものを同年3月31日にさかのぼって訂正処理されていることが確認

できる。

また、A社の従業員は、昭和 53 年 9 月まで 7 人くらい勤務しており、同社の経営状態は良くなかったが、同年 8 月までは給与が支給されており、厚生年金保険料を控除されていたと供述していることから、申立期間①において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、昭和 53 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 8 月 31 日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 53 年 2 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人から提出された昭和 56 年分の源泉徴収票に、56 年 6 月 30 日退職と記載されていることから、申立人は当該期間において B 社に勤務していたことが認められる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険事務所に記録されている当時の標準報酬月額から算出すると、4 か月分の保険料額とおおむね一致しており、B 社の当時の社会保険事務・経理補助担当者は、同社の保険料控除は当月控除であると供述していることから判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 3 月の社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、B 社は昭和 56 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後は当該期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、当該期間当時、法人の事業所であり、申立人の供述及び同社に係る商業登記簿謄本から、同日においては 5 人以上の従業員を使用する事業所であったことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の連絡先が不明なため照会することができないが、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 56 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、申立人から提出された昭和 56 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から、同年 5 月及び同年 6 月の厚生年金保険料が控除されていないと認められることから、当該期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の対象と認められないためあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、D社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を26年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和26年11月22日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びD社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、学校を卒業した昭和23年4月1日に正社員として入社し、また、申立期間②に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社C支店で勤務していた従業員の供述により、申立人が当該期間に同社同支店に勤務していたことは推認できる。

また、B社は、当時、新卒者は4月に採用していたはずである旨供述しており、A社C支店に当該期間の前後の年（昭和21年、22年及び24年）に、新卒で入社した複数の従業員は、いずれも4月に入社し、その月から厚生年金保険に加入した旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、これらの者の厚生年金保険の資格取得日は4月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同年代でA社C支店の近隣の他支店に昭和 23 年4月に入行したとする従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、同年4月1日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 23 年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600 円とすることが妥当である。

次に、申立期間②について、B社が保管する申立人に係る職員名簿により、申立人がD社に継続して勤務し（D社F支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記職員名簿に異動日の記載が無いが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録において、D社F支店における資格喪失日が昭和 26 年 11 月 22 日と記録されていることから判断すると、同社E支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社E支店における昭和 26 年 12 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年10月1日までの期間及び15年7月1日から16年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年10月から9年12月までの期間は41万円、10年1月及び同年2月は38万円、同年3月から12年9月までの期間は41万円、15年7月から16年1月までの期間は41万円、同年2月から同年7月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から平成16年8月30日まで

A社に勤務した期間のうち、厚生年金基金加入期間について、ねんきん定期便による納付額と、給与から控除されていた保険料が相違している。給与明細書を提出するので、正しい厚生年金保険の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から12年10月1日までの期間及び15年7月1日から16年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における報酬額及び保険料控除額から、平成8年10月から9年12月までの期間は41万円、10年1月及び同年2月は38万円、同年3月から12年9月までの期間は41万円、15年7月から16年1月までの期間は41万円、同年2月から同年7月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和60年4月から63年9月までの期間、同年11月から平成8年9月までの期間、13年4月から15年6月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和63年10月及び平成12年10月から13年3月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

これらのことから、昭和60年4月から平成8年9月までの期間及び12年10月から15年6月までの期間に係る標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成 18 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。1 月末日まで有給休暇扱いで在籍していたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA法人から提出された給与台帳により、申立人が同法人に平成 18 年 1 月 31 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失に係る届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 18 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和34年12月30日）を昭和35年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②については、申立人のC社D工場における資格取得日は昭和35年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月30日から35年1月1日まで
② 昭和35年1月1日から同年1月5日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社D工場に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、A社からC社D工場に異動はしたが、それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間①については、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については、申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することはなく、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社から提出のあった人事記録及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社からC社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社本社からC社D工場への異動日については、B社の人事担当者は、「現在、当社では『16日付け』又は『1日付け』で辞令が出されるので、申立人

の申立期間の異動日は昭和 35 年 1 月 1 日と推察する。」旨供述していることから、昭和 35 年 1 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 34 年 11 月のオンライン記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、B 社から提出のあった人事記録及び C 社 D 工場の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社同工場に継続して勤務（A 社本社から C 社 D 工場に異動）していたことが認められる。

そして、申立人の A 社本社から C 社 D 工場への異動日については、上記の人事担当者の供述から、昭和 35 年 1 月 1 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の C 社 D 工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日を昭和 35 年 1 月 1 日とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日、資格喪失日に係る記録を42年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月1日から42年10月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和40年12月1日から42年9月30日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出されたB健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和42年10月1日に同組合の健康保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

そして、A社の元厚生年金保険の事務担当者は、「健康保険及び雇用保険に加入していれば、厚生年金保険にも加入していたことになる。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは、通常処理においては考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 12 月から 42 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成7年7月1日、資格喪失日は同年11月16日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から同年11月16日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が利用していた病院から提出された健康保険の受診記録によると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係るオンライン記録によると、申立人は、当初、平成7年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失したことが記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月31日）の後の8年3月28日付けで、申立人を含む8人について、さかのぼって被保険者資格が取り消されたことが確認できる。

これらの事実を基に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が適用事業所でなくなった後に、申立人に係る被保険者記録をさかのぼって取り消す合理的な理由はなく、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格については、訂正前のオンライン記録から、取得日を平成7年7月1日に、喪失日を同年11月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る訂正前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C工場）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間にA社からD社（現在は、B社E工場）への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社本社から提出された「従業員台帳」から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し（A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社は、昭和45年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は被保険者資格を同日まで、異動前のA社において有するものと考えられ、申立人の同社同工場における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和 54 年 3 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社B工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社本社から提出された「従業員台帳」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 54 年 3 月 21 日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和 54 年 4 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月1日から56年5月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を54年6月から同年10月までは11万円、同年11月は13万4,000円、同年12月及び55年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は13万4,000円、同年4月は12万6,000円、同年5月及び同年6月は13万4,000円、同年7月及び同年8月は12万6,000円、同年9月は13万4,000円、同年10月から56年4月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月11日から同年6月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を同年6月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から56年6月2日まで
厚生年金保険記録において、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てており、申立人から提出された給料明細書により、申立期間のうち、昭和54年6月1日から56年5月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書における報酬額又は厚生年金保険料控除額から、昭和 54 年 6 月から同年 10 月までは 11 万円、同年 11 月は 13 万 4,000 円、同年 12 月及び 55 年 1 月は 12 万 6,000 円、同年 2 月及び同年 3 月は 13 万 4,000 円、同年 4 月は 12 万 6,000 円、同年 5 月及び同年 6 月は 13 万 4,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 12 万 6,000 円、同年 9 月は 13 万 4,000 円、同年 10 月から 56 年 4 月までは 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細書において確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、当該期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和 56 年 5 月 11 日から同年 6 月 2 日までの期間については、申立人から提出のあった同年 5 月及び同年 6 月の給料明細書により、同年 6 月 1 日まで A 事務所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 56 年 5 月の給料明細書から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、A 事務所に勤務していたことは確認できるものの、事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 事務所は、賃金台帳等の資料を保管していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8124（事案 3723 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 1 月ごろに、隣人の勧めで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。54 年 8 月に転居した後も集金人に保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間直後の昭和 55 年 10 月に国民年金に任意加入しているが、任意加入の保険料を加入時点からさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 39 年に勤務先を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間に納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料と大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和42年 9 月に払い出されていること、申立人は、さかのぼって納付したことがないと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の父は、私が昭和 55 年 4 月に退職した後、61 年 4 月に再び大学に進学するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は結婚後約 3 年経過した平成 4 年 3 月ごろに払い出されており、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8127

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 2 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで

私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続の時期、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 62 年 7 月ごろに払い出されており、オンライン記録により、申立期間は、62 年 8 月 10 日に厚生年金保険加入期間の記録が追加されたことにより、国民年金加入期間とされたものであることが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人の年金手帳を管理していたとする母親は、申立人が現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年8月まで

私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていていたとする母親から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳から、申立人は昭和49年9月1日に任意加入により被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から5年3月まで

私は、平成3年5月に会社を退職してすぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてきた。夫婦二人分を納付したのに妻の保険料だけが納付済みとされ、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成3年分から5年分までの確定申告書（控）を所持しているものの、3年分及び4年分の確定申告書（控）の社会保険料控除額の欄には、社会保険の種類として国民年金の記載は無く、3年分には社会保険と記載されており、当該控除額は、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額等から申立人の厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険の保険料の金額が計上されているものと考えられ、4年分には、健康保険組合他と記載されており、当該控除額は、申立人の任意継続健康保険の保険料に相当する金額が計上されている。

また、平成5年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金として控除額 236,400 円の記載があるものの、当該金額は、オンライン記録により、申立人の妻が一部の保険料を過年度納付して納付済みとなっている3年5月から4年3月までの保険料及び6年1月に還付決議されている5年5月の保険料に、4年4月から5年4月までの納付済みの保険料を加えた金額と一致することから、平成5年分の確定申告書（控）には妻の保険料額のみが記載されているものと推認されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、保険料納付額に関する記憶及び現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載されている年金手帳以外の年金手帳を所持してい

た記憶が曖昧であり、居住している市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8132

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 1 月まで

私は、会社を辞めた後、子供が生まれるので国民健康保険加入の手続に行ったところ、国民年金も一緒に加入するように言われたため加入手続を行った。国民年金保険料は、主に元妻が自宅に来る集金人に国民健康保険料と一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金手帳及び保険料の納付額の記憶が曖昧であり、主に保険料を納付していたとする元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人には国民年金に加入した記録が無く、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の元妻及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 2 月まで

私たち夫婦が申立期間直前まで勤めていた会社の経理担当者又は私たち夫婦は、私たち夫婦が昭和 48 年 4 月 15 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫並びに申立期間直前まで勤めていた会社の経理担当者が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の夫の資格取得日は、オンライン記録及び夫の所持する国民年金手帳によると、申立期間直前の昭和 48 年 4 月 16 日となっているが、申立人の資格取得日は、オンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立期間後の 49 年 3 月 17 日と記録されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、当該経理担当者から加入手続等について聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、当該経理担当者、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に会社を退職し国民年金に加入して以降、第 3 号被保険者になる直前の 61 年 3 月まで国民年金保険料を納付し続けていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳により、申立人は申立期間当初の昭和 57 年 4 月 16 日に任意加入の資格を喪失していることが確認でき、申立期間は、未加入期間で納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年4月まで

私は会社を退職後、半年たったころに市役所で国民年金に加入した。その後、申立期間のうち一部の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。残りの未納期間の保険料については平成7年5月に就職するまでに納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の一部をさかのぼって納付した金額及びその残りの期間に係る保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入した際に年金手帳を交付された記憶が無いと説明しており、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月まで

私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から申立期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間の保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点からはさかのぼって過年度納付する必要があるが、申立人は、手帳記号番号が払い出された年度から納付済みとなっており、申立期間の保険料を納付していたとする父親も、申立人と同様に手帳記号番号が払い出された年度から納付済みとなっている。

さらに、父親はその後の第 1 回特例納付により特例納付した際も昭和 41 年度分は未納のままに残しているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8140

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたので、2 か月ごとに市役所支所又は金融機関等で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 4 月に払い出されており、申立人は保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び同年3月並びに42年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月及び同年3月
② 昭和42年8月から43年3月まで

私は、申立期間は大学生であり、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、父親が行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしてもらっていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年7月時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人の納付記録を見ると、申立人が厚生年金保険に加入した44年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料が重複納付され、当該期間の保険料は申立期間①前の42年1月及び申立期間①後の同年4月から7月までの期間の保険料に充当されていることが特殊台帳により確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの期間及び44年12月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年3月まで
② 昭和44年12月から50年9月まで

私の妻は、役所から「納め忘れた国民年金保険料を納付することができる最後の機会です。」という通知が届いたので、私の申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、特例納付の^{あいまい}手続及び保険料の納付時期、納付場所に関する記憶が曖昧であるほか、特例納付で納付したとする金額は、当時の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年2月に払い出されており、当該払出時点で、申立人は申立期間②直後の50年10月から53年2月までの期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したものと考えられるほか、申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付したのは1回であると説明していることから、妻がさかのぼって納付したのは申立期間②直後の期間であると考えられるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8143（事案 2902 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の結婚する前の国民年金保険料は、実家の菓子店で集金人に納付していた。当時は兄、兄の妻及び妹と同居し、保険料の納付はそれぞれ行っていたが、妹に納付を依頼したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、同居していた妹についても、申立期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間の保険料の納付を示す記憶として、近所にいた同級生と国民年金について話をしたことを思い出したとしているが、当該同級生は既に死亡し、当時の状況を聴取することができないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年5月まで

私は、退職後に国民年金に加入して以降、故郷の市に居住している間も国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は故郷の市において申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人は、昭和51年8月に転居した区において、国民年金手帳の記号番号が同年9月6日に払い出されており、その後同年11月に故郷の市に転居していることが改製原戸籍の附票等により確認できるものの、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄には51年8月に転居した区の住所のみが記載されており、故郷の市への住所変更は記録されていないため、申立期間の保険料を故郷の市において納付することはできない。

また、申立期間当時の社会保険事務所（当時）が把握していた申立人の住所地は51年8月に転居した区であり、同地には申立人の妹が居住しているため、申立期間の保険料を納付することは可能とも考えられるが、申立人は故郷の市の郵便局で納付していたと説明し、前住所の区において納付したとは説明しておらず、納付書がどのように手元に届いていたかについての記憶も曖昧であるほか、当該区の国民年金手帳払出簿には「不在」というスタンプが押されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで

私の夫は、昭和 53 年当時、転入した市の市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、転入した市の市役所で夫婦二人分の保険料を納付したとする夫は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付頻度及び保険料額等の記憶が曖昧である上、申立期間直後の昭和 54 年 1 月から 15 か月までの保険料については免除を受けていること、申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっていることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、私が大学を卒業した後の昭和 63 年 4 月ころ、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、母親は、平成 7 年 6 月に、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から平成 3 年 1 月までの期間に係る第 3 号被保険者特例届出をさかのぼって行っており、当該期間は申立期間当時には未納期間となっていたことが確認できるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた記録は無く、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を母親から手渡されたり、あるいは見た記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 58 年*月ころ、私の国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が未
納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連
資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び
保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から、当
時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、
母親は、申立期間が未納及び未加入期間になっているなど、母親が申立期間
の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していた記録は無く、申立
人は、申立期間当時、国民年金手帳を母親から手渡されたり、あるいは見た
記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた
ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 2 月まで

私又は妻は、私が会社を退職した昭和 54 年 7 月に私の国民年金の加入手続を行い、再就職する直前の 55 年 2 月まで国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、申立期間における申立人の妻の記録は、国民年金の強制加入期間であり、納付記録では保険料が未納となっているが、オンライン記録によると、当該期間に係る資格取得及び資格喪失の記録が平成 7 年 5 月に追加されたことにより、未加入期間から未納期間になったものであり、申立期間当時は強制加入被保険者の資格取得届出等が行われていなかったことが確認できるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成9年3月まで専門学校生であり、父が、私の国民年金保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、申請免除手続を行ったとする父親は免除申請の時期及び方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成9年5月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料をさかのぼって免除申請することができないことなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていていたとする両親の、加入手続、国民年金手帳の受領、所持及び保険料納付等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されたものであり、申立人は、当該基礎年金番号により平成13年3月に国民年金に加入していること、申立期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年2月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたとする両親の、加入手続、国民年金手帳の受領、所持及び保険料納付等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されたものであり、申立人は、当該基礎年金番号により平成16年4月に国民年金に加入していること、申立期間は当該加入時点で資格取得記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備前は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続、国民年金手帳の受領、所持及び保険料の納付等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は、申立人が60歳到達直前の平成7年6月15日に、未加入期間から未納期間に記録訂正された期間であり、当該記録訂正前は未加入期間であるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年2月に払い出されており、申立人は当該払出当時に交付された国民年金手帳以外に別の手帳を受領・所持した記憶は無いと説明しており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年4月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年4月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私は、申立期間①については、厚生年金保険加入期間であったが国民年金保険料を納付しており、当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無く、保険料が還付済みとされていることに納得できない。また、申立期間②については、国民年金の資格喪失手続きを行った記憶は無く、保険料を納付していたはずであり、当該期間について保険料が未納及び未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳により、当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、平成8年8月に厚生年金保険記録が追加されたことにより還付の決議がなされており、また、申立人のオンライン記録では申立人の送金（支払）通知書作成日、住所、氏名、振込先の金融機関、口座番号、金額等が確認でき、当該記録内容に不自然、不合理な点は認められず、還付記録の内容を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、納付の時期、納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の

特殊台帳により、申立人は、昭和 58 年 9 月 30 日に国民年金の資格喪失手続きを行っていることが確認でき、申立人は、共済年金保険被保険者の配偶者であることから資格喪失後は未加入期間となり、保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 43 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人の兄も申立人と同様に、学生期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 47 年 5 月に払い出されており、申立人は当該払出当時に交付された国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職し、昭和 49 年 1 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付した。夫が事業を始めた昭和 51 年以降は、私が夫婦二人分の保険料を金融機関等で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 49 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 59 年 5 月に払い出されており、また、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月まで
② 平成元年 1 月から同年 5 月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳時に母親が国民年金の加入手続をしてくれたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年5月から7月ごろに払い出されており、同年7月15日に過年度納付書が作成され、同年7月22日に当該時点で過年度納付が可能であった元年6月から3年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間、52年10月から同年12月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで
③ 昭和53年7月から同年9月まで

私たち夫婦は、妻が国民年金の加入手続を行った昭和42年以降、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を一緒に納めていたとする妻も申立期間の保険料は未納である。

また、申立人が所持するA県民生局国民年金部から郵送された昭和55年8月25日現在の国民年金保険料の納付状況が記載されたはがきには、昭和52年度分以前の保険料の納付状況について、「納付月数153」及び「被保険者月数204」と印字されており、52年度以前の保険料未納期間は51月であったことが確認でき、申立人の昭和36年4月から38年3月までの未納期間と申立期間①及び②とを合わせた期間に一致する。

さらに、当該はがきには、申立期間③当時の昭和53年度分の保険料について、「納めるべき月数9」及び「納めるべき金額¥24,570」の印字が、「納めるべき月数6」及び「納めるべき金額¥16,380」と手書き修正されており、申立人が所持する領収証書により、昭和55年11月21日に当該時点で過年度納付が可能であった53年10月から54年3月までの6か月分の保険料を納付したことが確認でき、当該納付をした時点では、53年7月から同年9月までの3

か月間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 56 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳時に国民年金に加入手続をしてくれて、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が婚姻時に父親から手渡されたとする年金手帳に記載された国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 57 年 3 月に払い出されており、申立人は、この手帳以外の年金手帳を所持していなかったと説明している上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶はなく、父親からもさかのぼって保険料を納付したことを聞いたことがないと説明しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、56 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 11 月まで
③ 昭和 55 年 12 月
④ 昭和 56 年 1 月から同年 9 月まで

私の夫は、昭和 52 年 10 月ごろに私の国民年金加入手続してくれ、申立期間の保険料は自宅に来ていた自治会の納税担当役員に納付していた。また、申立期間①、②及び③の保険料の還付を受けたこともない。申立期間①、②及び③の保険料が還付とされ、申立期間②、④が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の特殊台帳等及び申立人の所持する領収証書により、申立人は、これらの期間の保険料を納付していることが確認できるが、当該特殊台帳には、これらの期間該当欄に斜線が引かれ、還付期間、還付金額及び還付決定日が記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が所持する年金手帳においても、申立人が昭和 54 年 8 月 1 日に厚生年金保険加入により国民年金の被保険者資格を喪失した後、資格を再取得した日は昭和 56 年 10 月 27 日と記載されており、当該期間は未加入期間であり、保険料を納

付することができない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 54 年 8 月から 55 年 12 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、56 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から同年5月までの期間、49年1月から50年1月までの期間、50年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から同年5月まで
② 昭和49年1月から50年1月まで
③ 昭和50年7月及び同年8月

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が毎月母に渡すお金の中から国民年金保険料も納付してくれた。私に収入がないときは免除申請を行い、未納期間にならないようにしてくれた。私が転居する際に母から年金手帳を渡されて「今まで私が保険料を納付したから、引き続き自分で納付するように。」と厳しく言われたことも記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は、厚生年金保険に加入した昭和44年1月に被保険者資格を喪失した後、次に同資格を取得したのは申立期間③後の50年9月と記録されていることから、申立期間①、②及び③は当時未加入期間であり、納付書が発行されていなかったと考えられるなど、申立人の母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年7月までの期間及び47年3月から52年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年7月まで
② 昭和47年3月から52年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻する昭和62年2月まで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、母親は、国民年金の加入記録が無く、申立期間①及び申立期間②の過半が国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8170

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から4年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から4年8月まで

私は、海外から帰国後の平成5年夏ころ、区役所で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、国民年金の加入手続きを行い、保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人は海外に居住していたため、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、当該期間の保険料を納付するためには当該期間当初に任意加入手続きを行う必要があるが、申立人は申立期間当初に任意加入手続きを行った記憶が無い上、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者でなくなった日」が申立期間当初の平成元年9月1日、「被保険者となった日」が申立期間後の4年9月21日と記載されていることから、当該期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年10月まで

私は、昭和48年4月に姉に勧められ、区役所の本庁舎又は出張所で国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和61年10月に払い出されていることが確認できるものの、申立人は、加入手続き時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月までの期間及び平成 9 年 7 月から 10 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 平成 9 年 7 月から 10 年 4 月まで

私の母は、私が大学生のとき 20 歳になるとすぐに、私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間①の保険料を納付してくれていた。また、私が平成
9 年 7 月に会社を退職して海外渡航をしたときに、母が申立期間②の保険
料をまとめて納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未
納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納
付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人
は、当時大学生であったことから、当該期間の保険料を納付するためには
国民年金に任意加入する必要があったものの、加入手続をしたとする母親
は、当該加入手続及び年金手帳の交付に関する記憶が曖昧である上、母親
は、保険料の納付について、申立人、申立人の姉及び自身の 3 人分の保険
料を口座振替により納付していたと説明するが、申立人の姉は当該期間の
一部は国民年金に未加入で一部は保険料が未納となっており、母親は当該
期間の一部が第 3 号被保険者期間であり保険料を納付する必要がないなど、
母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も
見当たらない。

また、申立人は、当該期間当時に国民年金に加入した記録が無く、申立
人に対しては、国民年金手帳の記号番号が平成 4 年 6 月に払い出されてお
り、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、申立人が平成9年7月に会社を退職した直後であり、厚生年金保険から国民年金への切替手続が必要であったが、保険料を納付したとする母親は、切替手続について憶^{おぼ}えていないと説明している。

また、一括して保険料を前払いしたとする期間には、前払い対象外の翌年度の10年4月分が含まれているが、母親は保険料を一括納付した月数の記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付を母親に依頼した申立人も納付金額に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私の母は、私の妹が 21 歳になった平成 3 年の＊月から国民年金保険料を納付してくれているので、私の国民年金も、20 歳のときに市役所から加入手続の通知が送付されていれば、加入手続を行い、その翌年の昭和 63 年 4 月から保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続、保険料の納付額及び納付時期等の記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8178

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 56 年 12 月まで

私は、昭和 54 年 9 月に会社を辞めて国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を居住していた区で行ったとしているが、戸籍の附票から、申立人は、当時別の市で住民登録をしていたことが確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が平成 3 年 12 月以降に居住していた区において、4 年 3 月以降に払い出されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 49 年 9 月まで

私の母は、私が 20 歳のころに国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。両親が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間の約 6 年後の昭和 51 年 12 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった 49 年 10 月以降の保険料が納付されていること、申立人は、妻が母親から受け取った現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していたことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年12月まで

私は、昭和55年2月に転居した際に区役所の職員から勧められて国民年金に加入し、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付書の入手方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居時の昭和55年2月に払い出されており、当該払出時点で第3回特例納付により申立期間の保険料を納付することが可能であったが、申立人が納付したとする金額は、納付済みとされている当該払出時点で納付可能であった過年度保険料及び現年度保険料を合わせた金額におおむね一致していること、申立人に保険料をさかのぼって納付することを勧めたとする姉の手帳記号番号は53年2月に払い出され、厚生年金期間を除き当該時点で納付可能であった過年度保険料を納付しているが、それ以前の期間の保険料は厚生年金保険加入期間を除き未納であり、特例納付は行っていないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情を見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年3月まで

私は、昭和40年1月に結婚して、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の金額、納付時期及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和41年7月に払い出され、同年4月以降の保険料が納付されており、申立人は、当該手帳記号番号が記載された現在所持する手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、手帳記号番号が連番で払い出されている夫も申立人と同様、41年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 8 月まで

私の母は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間から約 6 年後の 56 年 1 月に払い出されており、申立人は、昭和 55 年 10 月に会社を退職した後に受領した手帳の他に手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人の兄弟も申立人と同様に 20 歳到達時から大学生の期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から平成 3 年 9 月まで

私は、学生の時に居住していた村から国民年金の案内を受け取ったため、村役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を受け取った記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間から約 5 年後の平成 8 年 10 月に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

私は、平成元年の転職の際、1か月だけ無職の期間があったため、区役所で国民年金の加入手続を行い、同日に私と妻の二人分の国民年金保険料を納付した。妻の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみ記載され、国民年金手帳の記号番号の記載が無く、申立人は、当該手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶も無い。

また、申立人は平成元年2月に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付したと説明しているが、妻の元年2月分の保険料は同年4月に納付されていることがオンライン記録により確認できるなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から平成 4 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成 4 年 6 月まで

私の父は、私が昭和 55 年 3 月に退職した後、私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 55 年 3 月に退職した後に父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 6 年 8 月ごろに払い出されており、申立人は現在所持する国民年金手帳以外の手帳の記憶は曖昧であるほか、申立人の妹も婚姻までの期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月までの期間、58 年 5 月及び 63 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 57 年 1 月
② 昭和 58 年 5 月
③ 昭和 63 年 9 月

私は、昭和 56 年にそれまで勤務していた会社を退職し、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。申立期間②及び③についても、それぞれの期間直前に勤務していた会社を退職した直後に国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①については昭和 56 年 6 月の退職後 1、2 か月もしないうちに国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとしており、申立期間②及び③についてはそれぞれ会社を退職した直後に国民年金の再加入手続をして保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 6 月ごろに払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、前述の手帳記号番号が払い出された平成 4 年 6 月ごろの時点で申立期間後の厚生年金保険の記録が統合され、申立期間が未納とされたものであることがオンライン記録により確認でき、それより前は未加入期間として管理されていたものと考えられるため、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたものの保険給付には反映されない記録となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、A社から提出された申立期間の賃金台帳によると、事業主により厚生年金保険料が控除されておらず、特例法によるあっせんの対象とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から39年1月15日まで
年金受給の手続をした時に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給した覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間の事業所を退職後の昭和41年5月12日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年4月22日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年3月9日から36年7月26日まで

昭和63年*月に60歳で定年退職した後に、年金額が少ないので年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の支給時には、A県からB県に移ってきていたので、脱退手当金を受給していない。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年7月26日の前後3年以内に資格喪失した者18名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が資格喪失日から8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者の2名及び申立期間当時の事務担当者は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人は申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い。

加えて、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和37年2月27日に支給決定されているなど、事務処理に不自然

さはうかがえない上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
平成 20 年 7 月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していたA社では脱退手当金を受け取った覚えがあるが、申立期間については、脱退手当金を受給していないので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とA社の被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和 36 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 25 日から 33 年 5 月 23 日まで
② 昭和 33 年 5 月 26 日から 35 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 4 日から 38 年 5 月 26 日まで

平成 17 年 1 月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間について脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 8 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月25日から27年7月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員が、申立人は自身より前に在籍していたとしていることから、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない上、同社の事業を引き継いだB社は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料等の一部しか保管していないとしていることから、申立期間の保険料控除については確認することができない。

また、申立期間においてA社で勤務していた従業員7人に照会したところ、回答があった5人のうち4人は、申立人のことを記憶しているが、申立人の申立期間当時の雇用形態及び同社における厚生年金保険の取扱いについては確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和26年8月25日に被保険者資格を喪失し、その後27年7月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、申立人に係る標準報酬月額については、被保険者資格の喪失時には6等級である4,500円であったものが、被保険者資格の再取得時には2倍の11等級である9,000円（厚生年金保険の標準報酬月額の上限は10等級である8,000円）と記録されている一方で、上記被保険者名簿における同時期の他の被保険者に係る

標準報酬月額の変更については、最大で2等級の引上げにとどまっていることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿で、昭和28年10月1日に被保険者資格を取得し、取得時の標準報酬月額が13等級である1万2,000円（厚生年金保険の標準報酬月額の上限は10等級である8,000円）と記録されている従業員は、自身は請負であったが、会社が社員扱いにしてくれたと思うとしているところ、申立人も同年10月の標準報酬月額が13等級と記録されている。

これらのことから、A社においては様々な雇用形態の従業員が勤務しており、申立人は申立期間において、勤務、雇用形態に変化があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から30年6月まで
② 昭和55年から57年まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間①のA社に勤務していた期間及び申立期間②のB社に勤務していた期間に、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、当該期間、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の所在地を管轄する法務局が保存している登記簿目録により同社と同名の事業所名は確認できるが、当時の事業主及び役員の連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、A社はC社の系列であったと主張しているところ、C社では、A社がC社の系列会社であったという事実を示す記録は無いとしている。

加えて、オンライン記録により、当該期間にC社での勤務が確認できる複数の元従業員に申立人の同社及びA社における勤務を確認したところ、申立人を知っていると回答した元従業員は一人もおらず、A社という会社があったと回答した2名の元従業員のうち1名は、C社とA社に資本関係は無かったと回答している。

また、C社で経理を担当していたとする元従業員は、当時、A社に関する予算や決算を行ったことは無く、C社とA社に資本関係は無かったとしている。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を記憶していたが、既に死亡しており、当該者

から、A社における申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間において、昭和 54 年 2 月 21 日から 55 年 9 月 20 日までの期間、同年 12 月 1 日から 56 年 2 月 25 日までの期間及び 57 年 2 月 22 日から 61 年 5 月 30 日までの期間については、それぞれD社、E社及びF社で勤務していたことが確認できるが、当該期間に係るB社での雇用保険の加入記録が確認できない。

また、B社は、当該期間における同社の賃金台帳において、申立人の勤務を確認することはできないとしていることから、当該期間は、同社に勤務していたことは認められない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の入社手続時に厚生年金保険被保険者証を持って行ったのを覚えている。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は二人の同僚の名前（うち一人は同職種）を記憶していたが、いずれもA社において厚生年金保険の被保険者となっていないため、同社の事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者であった6人の従業員に照会したところ、回答のあった5人は、申立人を記憶していなかった。

また、申立期間におけるA社の複数の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人が同社に勤務していた記憶及び申立人から厚生年金保険被保険者証を預かった記憶は無く、そのうちの一人は「1、2年は様子を見てから社会保険を適用するというのが社長の口癖だった。」としている。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しており、同社は昭和 44 年 8 月 * 日に解散していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和42年11月1日から同年12月20日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年12月20日まで

A社（現在は、B社）にC職として勤務した期間のうち、昭和42年4月1日から同年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間もA社で継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和42年4月1日から同年11月1日までの期間について、当該期間にA社にC職として勤務していた従業員は、「申立人はA社に1年は勤務していなかったかもしれないが、1か月などという短い勤務期間ではなかった。」との供述しており、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の申立人の資格取得日は、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている資格取得日と一致している上、当該資料により申立人と同時期に資格取得手続が行われたC職の二人の従業員についても、資格取得日は、オンライン記録及び上記被保険者名簿に記載の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、B社では、当該期間当時、3か月の試用期間を設け、試用期間中は社会保険に加入させていなかったとしており、このことは、当該期間当時は試用期間があったとする複数のC職の従業員の供述に符合する。

さらに、当該期間当時にA社に勤務していたC職の従業員7人に入社日を照会し、厚生年金保険の資格取得日と照合したところ、そのうちの4人については、入社日から、1か月から7か月程度経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち昭和42年11月1日から同年12月20日までの期間について、上記被保険者名簿では、申立人は、同年11月1日に資格取得、同年12月20日に資格喪失と記載されており、当該期間は申立人の被保険者期間と記録されていることが確認できる。

以上のことから、申立期間のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる当該期間については記録を訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 15 日から 22 年 4 月まで
A 社 B 局 C 支部に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社 B 局 C 支部に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間に勤務していたとする A 社 B 局 C 支部は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

なお、A 社 B 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、A 社 B 局本部及び同局 D 支部については確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A 社 B 局 C 支部における被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は、社会保険事務担当者だったという同僚の名前を記憶しているが、A 社 B 局本部及び同局 D 支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には名前は見当たらず、この者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間に A 社 B 局 C 支部に勤務していた申立人の夫が記憶する同僚 3 人は、同局本部及び同局 D 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は見当たらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

A社B作業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたのは確かであり、当時のはがき、工事現場の写真及び社史を提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する当時のはがき、複数枚の写真及び申立人の戸籍における婚姻についての記録から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B作業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間における人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できないと回答している。

また、申立人は、B作業所に勤務していた同じ職種（基幹要員）の同僚5名を記憶しており、そのうち3名には、申立期間の一部においてA社に係る厚生年金保険の加入記録があるが（そのうちの2名については、同社の社史から、B作業所に勤務していたことが確認できるものの同作業所での勤務期間は特定できない。）、そのほかの2名には、申立期間における同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いことから、同社では、B作業所に勤務していた従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 社（後に、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。定年退職に伴う資格喪失年月日に疑問を感じ、会社に確認したところ、退職日は平成 11 年 1 月 31 日、資格喪失日は同年 2 月 1 日であった。会社の証明を添付して申立てを行うので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の後継会社である C 社から提出された B 社の就業規則（退職事由）第 25 条（1）によると、「定年に達したときは、定年に達した日」と記載され、同規則（定年）第 26 条によると、「社員の定年は、60 歳に達した日とする。」旨記載されており、申立人の誕生日は昭和 14 年*月*日であることから、申立人が 60 歳に達した日とは誕生日の前日である平成 11 年*月*日であることが確認できる。

また、C 社から提出された「定年退職者のお知らせ」では、申立人は平成 11 年*月*日付けで定年退職を迎える旨記載されており、雇用保険の加入記録の離職日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同月に定年退職を迎えた従業員は、資格喪失日の記録から誕生日の前日に定年退職したことが確認できる。

一方、C 社は、申立人から資格喪失日の確認依頼を受け、その結果、資格喪失日を平成 11 年 2 月 1 日に訂正する被保険者資格喪失届を年金事務所に届け出ているが、後に当該年金事務所で再確認を行った結果、退職日は同年*月*日、資格喪失日は同年*月*日であることが分かり、申立期間の勤務実態は無かったことが確認できる。

また、C 社は、平成 11 年 1 月分の給与明細書を提出し、「平成 11 年 1 月分の社会保険料を控除しているが納付はしていない。」と回答しているが、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取

得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 11 年*月*日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成 11 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11259（事案 1282 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月26日から28年6月26日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言及び申立人の勤務に関する供述内容から、申立期間にA社に勤務していたことはうかがえるが、同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、また、同僚の供述から申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社の厚生年金保険の取扱いについて不明であること等から、申立期間について、平成21年1月21日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確かであると主張しているが、当委員会で再度確認した結果、新たな資料や情報が得られず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 30 日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 5 月から 10 年 7 月までの期間は 50 万円、同年 8 月から 11 年 3 月までの期間は 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 11 年 4 月 30 日）の後の同年 5 月 17 日に、8 年 5 月から 11 年 3 月までの期間について 9 万 8,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 8 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 30 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。また、法務局の同社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 10 年ごろ、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述しているところ、申立人は、社会保険事務所に対する上記質問応答書においても、当時、同社では社会保険料の滞納があった旨回答している。

さらに、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 11 年 4 月 30 日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年 5 月 17 日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた日と一致している上、上記閉鎖登記簿謄本等により、同

日に同社は解散し、申立人は同社の清算人に就任していることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、上記標準報酬月額が減額処理が行われた日（平成 11 年 5 月 17 日）の後の平成 11 年 6 月 10 日に、申立人の老齢年金が裁定されていることが確認できる。この結果、当該減額処理前の標準報酬月額の記録を基に裁定された場合は、8 年 5 月から 10 年 7 月までの期間については老齢厚生年金の全額が支給停止とされるところ、申立人に対しては、当該減額処理後の標準報酬月額の記録を基に裁定された申立期間分の老齢厚生年金が、11 年 7 月 15 日にまとめて支給されていることが確認できる。

なお、オンライン記録では、申立人について、上記減額処理前の標準報酬月額と同額の標準報酬月額が記録されている申立期間以外の期間については、上記裁定により老齢厚生年金の全額が支給停止とされていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、「当時、A社の代表者印は自分が管理していたが、標準報酬月額が減額に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額が減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額が減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額が減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和20年3月に国民学校高等科を卒業し、同年4月から同所に旋盤工として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた二人の同僚の供述及び申立人によるA事業所に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同所に勤務していたことは推認することができる。

一方、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿の記録では、同所は昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同所の当時の代表者及び当該被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人の従業員は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除や当時の同所における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、上記二人の同僚はいずれも、「自分は昭和20年からA事業所に勤務していた。」旨供述しているところ、上記被保険者名簿及び当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録では、いずれも、申立人と同日の昭和21年2月1日に同所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿の記録では、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は見当たらない一方、申立人と同日の昭和21年2月1日に被保険者資格を取得している従業員（上記二人の同僚を除く。）が23人確認できる。

これらのことから、A事業所では、申立期間当時、採用した従業員について、採用してから相当期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記二人の同僚はいずれも、申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記 23 人の従業員のうち、連絡の取れた二人はいずれも、自身のA事業所への入所時期や、当時の同所における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 21 年 2 月 1 日）は、上記被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンラインの記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険出張所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 32 年 3 月に大学を卒業後、同年 4 月から同社に正社員として勤務し、食品の販売等の業務に従事していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の複数の従業員の供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、オンライン記録では、A 社は平成 4 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者や経理担当者は連絡先が不明であるため供述が得られない上、申立人は申立期間当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者を特定できず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除や当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、申立人と同日の昭和 32 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 8 人の従業員のうち、連絡の取れた 4 人について、同社に入社したと供述している時期から、当該被保険者資格取得日までの期間を見ると、これらの従業員の職種に関係なく、7 か月ないし 21 か月となっていることが確認できる。

さらに、上記 4 人の従業員のうち二人は、「当時、A 社では入社後に試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨供述している。

これらのことから、A 社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後にまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記4人の従業員はいずれも、A社に入社したと供述している時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 31 日から 51 年 3 月 20 日まで

A社又はB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社又はB社に正社員として勤務し、内装に係る業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、A社及びB社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、いずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、B社については、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も無い。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本において確認できる同社の代表取締役その他の役員は、いずれも連絡先が不明又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた二人の同僚は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 25 日から 2 年 9 月 25 日まで
父が代表者を務めていたA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務しており、また、当時の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

申立人から提出のあった平成元年 11 月分の給料支払明細書及びA社の当時の社会保険事務担当者（同社の代表者の妻）の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記社会保険事務担当者は、「A社は平成 12 年に閉店したため、当時の従業員に係る資料は保存されていないが、当時、一般的な取扱いとして、同社の被保険者の厚生年金保険料は当月支給する給与から控除していた。しかし、息子である申立人については、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」旨供述しているところ、上記給料支払明細書により、申立人は、平成元年 11 月に同社から給与の支給を受けているものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、上記社会保険事務担当者は、「申立期間当時、A社では、従業員を雇用保険と厚生年金保険に一体として同時に加入させていた。」旨供述しているところ、雇用保険の記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日が平成 2 年 9 月 25 日であることが確認でき、これは、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日の記

録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月17日から47年4月まで
A社（現在は、B社）において勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

一方、A社より業務委託を受けたC協会は、申立人の在籍を証明するものとして在籍証明書を提出しているところ、同協会の担当者によると、当該証明書の基となる営業職員のものと思われる名簿には、申立人の氏名、生年月日、入社日・退職月は記載されているが、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、会社自体も解散しているため、当時の厚生年金保険に係る資料が保管されておらず、申立人の雇用形態並びに厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できないとしている。

また、申立人が記憶しているA社の申立期間当時の営業所長は、所在が不明のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった従業員で所在の判明した16名に照会したところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月から 26 年 4 月まで
② 昭和 26 年 4 月から 27 年 11 月まで

A事業所及びB社C工場に勤めていた各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、Dに所在したとするA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所の事業主の所在が不明であり、同事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所は、商業登記簿上存在を確認することができないことなどから、同事業所の存在が不明である。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない。

さらに、申立人はA事業所における上司及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人がB社C工場に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社C工場の従業員の一人は、申立期間当時、同社工場には臨時工が多数雇用されていたと供述している。

また、他の従業員の一人は、3か月の試用期間の後に正社員となり、その際、社員バッチの交付を受けたと供述しているところ、申立人は、当該バッチのことは承知していたが、自らが当該バッチの交付を受けた記憶は無いと供述している。

さらに、申立人が姓のみを記憶していた同僚は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿

及びオンライン記録に記載は無く、このほかに、申立人は当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に申立人の勤務状況並びに厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社の厚生年金保険担当者は「当社では、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の状況を知る者もないことから、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と供述している。

このほか、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月末から 49 年 12 月末まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での勤務について、同社の倉庫で配達業務に従事していたと供述するなど、その供述内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社で申立期間当時、営業業務に従事していた従業員は、申立人が担当していたとする配達業務の者は、社会保険に加入させていないと当時の社会保険事務担当者から聞いたことがあると供述しており、申立人が記憶している配達業務に従事していた同僚も、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立人と同様に加入記録が無いことが確認できる。

また、A社では、申立期間当時の資料を保存していない上、事業主は、申立人を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年6月20日まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にBに所在するA事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所の商業登記の記録が無く、また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、申立人が記憶する事業主の所在は不明であり、申立人は、A事業所における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、同事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 17 日から 16 年 8 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かであり、当時の給与支払証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社が証明した平成 15 年に係る給与支払証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間中、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記給与支払証明書には、厚生年金保険料の控除額が記載されていない。

また、A社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったときから、家族の者しか加入させておらず、申立人は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としているところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になった平成 9 年 8 月 1 日から申立期間までの間に 5 人が厚生年金保険被保険者となっているが、そのうち 4 人は同社の親族であることが確認できる。

さらに、A社は、「厚生年金保険に加入していれば、健康保険はB国民健康保険組合に加入しているはずである。」としているところ、申立人は、申立期間中、C県D区国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、当時の代表者は死亡しており、申立人の記憶する同僚のうち二人は名字のみしか覚えておらず、当該同僚の住所を特定することができない上、オンライン記録で確認できる同僚においては、照会に対する返答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 31 年 8 月 1 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る従業員名簿から、申立人は、昭和 30 年 1 月 10 日から同社で勤務したことが確認できる。

また、当該従業員名簿から確認できる同僚及び従業員においても、厚生年金保険の被保険者資格を取得する 2、3 年前から A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、定時制高校に通学しながら A社にアルバイトとして勤務していたとする複数の従業員は、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入したとし、そのうちの一人は、「在学中のアルバイト期間には厚生年金保険に加入していなかった認識があり、厚生年金保険に加入する前に保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

なお、A社の当時の社会保険担当と思われる者は既に死亡しており、また、同社は、当時の賃金台帳は保管していないため、申立人又は定時制高校在学中のアルバイト従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年11月1日まで

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違している。A社では、年間900万円で月額75万円が支給されていたはずであり、源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、給与から控除されていた申立期間に係る厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、また、社会保険料等の控除額は、申立人から提出された源泉徴収票における社会保険料と一致していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立人の賃金台帳を確認したところ、年間900万円の支給に間違いはないが、月額の給与は50万円であり、7月と12月にそれぞれ150万円の賞与を支給していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低いことが分かり、同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の記録となっているので、訂正後の記録に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成 19 年 9 月から 20 年 6 月までの標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたが、同社は、19 年 9 月の定時決定に誤りがあるとして、年金事務所に対し訂正の届出を行い、22 年 4 月 2 日付けで、62 万円に訂正されているが、当該期間のうち、19 年 9 月から 20 年 1 月までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付に反映されない。

一方、A社から提出された賃金台帳から確認できる報酬月額は、オンラインに記録されている標準報酬月額（44 万円）よりも高いことが確認できる。

しかし、オンラインに記録されている標準報酬月額とA社から提出された賃金台帳における厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月21日から5年4月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を設立するまでの間は、B社で勤務し、設立後はA社で勤務した。
A社では、給与から厚生年金保険料が控除され、健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成6年8月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に破産し、当時の事業主は所在不明であり、厚生年金保険の事務担当者に照会したが、回答が得られないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に健康保険証を使用したとしているが、申立人が受診したC病院付属D診療所は、診療記録は既に廃棄していることから、申立人の健康保険証の使用について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月28日から30年12月31日まで

申立期間について、A国軍B基地内C事務所に勤務したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

A国軍B基地内C事業所で勤務していた申立人の元配偶者の供述及び申立人が記憶している同僚の遺族の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立期間に申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元配偶者は、A国軍B基地内C事業所に勤務していた昭和26年6月に、雇用主であるD渉外労務管理事務所から、7月よりA国軍の直接雇用に変更されと言われたことを記憶しており、同労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記元配偶者は、同年7月1日以降、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、また、申立人が同じ仕事をしていたと記憶している同僚も、上記被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A国軍B基地内C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同時期に同事業所に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している従業員は無く、複数の従業員は、「専門職や管理職の人は、A国軍に直接雇用されていたと思う。また、申立人の職種であるE業は、C事業所の所属ではなかったと思う。」と供述している。

さらに、A国軍B基地内C事業所の関連事業所を確認したところ、F局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名で昭和27年8月1日に被保険者資格を取得し、29年3月8日に喪失している被保険者記録を確認できたが、当該事業所は、申立期間当時、健康保険のみの任意包括適用事業所であり、厚生年金保険の適用

は、31 年 2 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、F 局は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11285（事案 1524 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月10日から同年3月1日まで
② 昭和36年3月25日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。しかし、勤務していたことは確かであり、新たに公共職業安定所の求人に応募して同社に入社したことを思い出し、また、今回、在職証明書の原本を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいては、申立期間①について、申立人は、A社へは当時の事業主の配偶者の紹介で、事業主の運転手として勤務を開始し、通常の採用手続を経て入社したものではないと申し立てており、申立期間①及び②について、同社及び同社の複数の従業員から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言や資料を得ることができなかった等の理由から、申立期間①及び②について平成21年2月18日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、今回新たに、A社に入社した際は、公共職業安定所の求人に応募し同社に入社したことを思い出し、今回提出した在職証明書の原本は、当時の事業主が個人的に証明したものではなく、同社が発行したものであることから、申立期間中も同社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人の当時の住所を管轄する公共職業安定所と、A社の当時の所在地を管轄する公共職業安定所に求人の記録について照会したが、保存年限経過のため、資料は既に廃棄されており、当該求人の記録は得られなかった。

また、申立人から提出された在職証明書の原本については、A社に再度照会したところ、同社が発行した証明書であると思われるとの回答があったことから、当該在職証明

書は、当時の事業主が個人的に証明したものではなく、同社が発行した証明書であると
考えられる。

しかし、在職証明書は、会社に在籍し勤務していたことの証明ではあるものの、厚生
年金保険料を給与から控除されていたことを証明するものではなく、今回、当委員会が
再調査したが、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認で
きる関連資料は無く、周辺事情は見当たらない。

また、A社における申立人の雇用保険の加入記録では、昭和 36 年 9 月 1 日に資格取
得とされており、同日は、申立人が同社において同年 3 月 25 日に厚生年金保険の被保
険者資格を喪失した後、再度、資格を取得した日と一致している。

以上のことから、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立
人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの
と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 10 月 1 日から 25 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社で技術部保安係の業務に従事していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に昭和 23 年 10 月に申立人と同期入社したとする同僚の供述により、申立人が同社本社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社本社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 27 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、上記同僚は、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様、勤務地（同社本社）と異なる同社同鉱業所において昭和 25 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和 25 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、3 人の従業員から回答があり、一人の従業員は 24 年 4 月に同社C営業所に入社した旨供述し、二人の従業員は 25 年 4 月ごろに同社本社に入社した旨供述していることから、同社では、入社して相当期間経過後に同社同鉱業所において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び人事担当者も死亡しているため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保

険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 5 日から 40 年 9 月 1 日まで

A社又はB社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。会社の名称がA社からB社に変わったことはあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社又はB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 39 年 11 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社に係る同名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、40 年 9 月 1 日であることから、両社とも申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 39 年 10 月 * 日に解散しており、B社に係る同謄本によると、同社は平成 8 年 6 月 * 日に解散している上、両社の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した二人の従業員に照会したが、いずれも申立期間当時の給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 10 月から 24 年 3 月 31 日まで
② 昭和 24 年 6 月 18 日から 25 年 11 月 20 日まで

A事業所（B局）に勤務した申立期間①及びC事業所（D局）に勤務した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A事業所（B局）に勤務していたのは事実なのに、同事業所における厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知である「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号）に基づき、厚生年金保険法の「国の事務所」に使用される者として、昭和 24 年 4 月 1 日から強制被保険者として適用されることとなった。このことにより、A事業所（B局）に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人が勤務していたとする同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 4 月 1 日であり、申立期間①において同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

したがって、申立人が記憶しているA事業所（B局）に勤務していたとする同僚についても、申立期間①における厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C事業所（D局）の元従業員の回答により、申立人の同事業所における正確な勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C事業所（D局）に係る事業所別被保険者名簿によれば、同事業所は、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②の一部において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、前述の事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に勤務していた元従業員のうち、連絡先が把握できた30名に対し申立人の勤務実態等について文書照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、C事業所における社会保険関係資料を管理しているE事務所は、「申立人のC事業所（D局）における厚生年金保険の記録は、昭和24年4月1日に資格取得し、同年6月18日に資格喪失している。」と回答しており、E事務所の記録は厚生年金保険被保険者台帳の記録やオンライン記録とも一致している。

なお、申立人が、「私がC事業所（D局）を辞めた後、同僚は同事業所が解散するまで勤務していた。」と述べている同僚については、同事業所において申立人と同じ厚生年金保険の資格取得日である昭和24年4月1日に取得し、申立期間②の期間中である同年10月21日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11291（事案 1294 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、同委員会から、同社が申立期間において適用事業所であった事実は確認できず、給与から厚生年金保険料の控除もしていなかったなどの理由から、記録訂正できない旨の回答をもらった。しかし、同社は申立期間も社会保険に加入していたはずなので再度調査し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 44 年 1 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を行っているところであり、また、申立人は、今回の申立てにおいて、前回の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる新たな関連資料等を提出していない。

したがって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人は、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までの期間については、申立人が「A社において社会保険に加入していたはずである。」と主張する根拠に乏しい上、当該申立期間についてもオンライン記録を調べたが、A社は昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった後、43 年 12 月 1 日に適用事業所でなくなっており、当該申立期間においても厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することができない。

また、申立人が当該申立期間当時に在住していたB市の国民健康保険の記録によれ

ば、申立人は、昭和 57 年 3 月 29 日から平成 7 年 5 月 1 日までの期間において B 市で国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年から 52 年まで

A社で勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではB営業所に正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所の元同僚が、「申立人は、申立期間当時、B営業所で営業担当の社員として勤務していた。」と述べていることから、正確な勤務期間は特定できないものの、申立人が同営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時のA社B営業所の上司は、「営業所単位で人を採用していた。正社員であれば、数か月の試用期間の後、本社で社会保険に加入させていたので、加入記録の無い人は短期間で辞めた人ではないか。」と述べている上、同社本社で社会保険事務手を担当していたとする元従業員は、「各営業所から依頼があった社員の加入手続を行っていた。加入手続を行っていなければ、厚生年金保険料を控除することはない。」と述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿については、申立期間における健康保険証の番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらず、記載内容に訂正などの不自然さは見られない。

なお、雇用保険の記録によると、申立人のA社における申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11296（事案 1824 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 日まで

知人二人の手紙により、申立期間において、A事業所に勤務していたのは間違いなくにもかかわらず、前回申立てが認められなかった。その後、前回の申立期間のうち、昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 4 月 1 日までの期間については、B庁において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認されたものの、申立期間①及び②については被保険者としての記録が無い。いずれも、A事業所に勤務していたことは確かであり、納得できないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについて、申立人は、A事業所に通訳として勤務していたと申し立てているが、i) A事業所などの駐留軍基地の従業員に対する労務管理を行っていたC管理事務所の業務を引き継いだD局が、当時のA事業所に係る資料が保存されていないため、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしていること、ii) 申立人が記憶している同僚4人が既に死亡していること、及びiii) A事業所に係る被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員8人に照会したところ、回答があった3人は申立人のことを記憶していないとして回答していることなどから、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、知人二人の手紙の記載内容から申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことは明らかであると主張しているところ、同手紙では、知人一人が、「申立人は、昭和 22 年 6 月から 26 年 5 月まで、A事業所にて

通訳として勤務していた。」、また、他の一人が、「申立人は、A事業所のビルディングマネージャーであり、通訳として、昭和 26 年5月3日開講の研修において立派に役割を果たしてくれた。」などとそれぞれ記載しており、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該二人の知人の勤務先はA事業所とは別会社であることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の厚生年金保険料を控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 12 日から 46 年 8 月 6 日まで
A 社（現在は、B 社）C 工場に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同工場にアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社C 工場の申立期間当時の従業員の供述により、勤務した期間までは特定できないが、申立人が同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、「A 社の従業員に係る資料は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（連名式）しか保存されておらず、申立期間当時のアルバイトを含む従業員の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は同僚を覚えておらず、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、同社人事課に在籍していたとする従業員は、「当時、A 社C 工場の従業員の人事管理は同社本社で行っていた。同工場には、多数のアルバイトの女性従業員が勤務していたが、彼女たちは厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、上記事業所別被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が欠落したとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月1日から61年2月21日まで
② 昭和62年2月21日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。同社には記録のある期間よりも前後とも長く勤めていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和60年5月1日からA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人に係る同社における雇用保険の資格取得日は61年2月21日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間①にA社で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の従業員に照会したところ、申立期間に申立人が勤務していたことを覚えている旨回答した者はいないことから、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することはできない。

さらに、上記複数の従業員のうち、4名は、「A社では、厚生年金保険の資格取得までに見習期間もしくは研修期間と称する期間があった。」と供述していることから、同社においては、一定期間の見習期間経過後に厚生年金保険の資格取得手続きを行っていたことがうかがわれる。

加えて、A社は平成11年2月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から供述は得られないため、当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②について、申立人は昭和62年3月31日までA社に勤務していたと申し立てているところ、申立人に係る同社における雇用保険の離職日は同年1月31日となっている。

また、オンライン記録において、申立期間②にA社で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の従業員に照会したところ、申立期間②に申立人が勤務していたことを覚えている旨回答した者はいないことから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することはできない。

さらに、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から供述は得られないため、当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月7日から38年5月1日まで

私は、A法人（現在は、B法人）で勤務していたが、昭和37年7月6日に退職した
ことになっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。その後も同法人に勤
務し、長女が生まれた38年*月*日の2か月くらい前の4月30日ごろまで勤務してい
たので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務したとする同僚の供述によると、申立人の退職した時期は分から
ないものの、申立人は長女を出産する少し前までA法人で勤務していたとしており、申
立期間において、申立人が同法人に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B法人は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い
については、何も分からない。」と回答している。

また、A法人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で申立期間に被保険
者であったことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、申
立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等について確認することはできな
かった。

さらに、申立人が同じ部署で勤務したと記憶する同僚は、「当時は辞める人達の出入
りが多く、申立人を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間を特定するこ
とができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連
資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生
年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控
除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月1日から59年8月21日まで
A社における厚生年金保険の被保険者期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額より低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時、受け取っていた給与額より低い額となっていると申し立てている。

しかし、A社の当時の事業主及び取締役4名のうち2名は既に死亡しており、ほか取締役2名は、照会を行ったものの回答を得られず、申立期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和57年に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に申立期間当時の標準報酬月額について照会したところ、11名から回答があり、そのうち4名は、自身が受け取っていた給与額より低い額となっているとしている。また、そのうち1名は、「会社が社会保険料の負担を抑えるために意図的に実際の報酬額よりも低い標準報酬月額を届出していた。」と供述している。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月ごろから32年4月ごろまで
高校を1年で中退した後に約1年間勤務した、A駅前のB通りにあったC業を営むD社の厚生年金保険の加入記録が確認できない。調査をして、加入記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

D社に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者であったことが確認できる従業員1名の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、当該事業所は、申立期間の後の昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、48年3月に解散しており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間当時における勤務実態や厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、上記従業員は、「昭和30年ごろ、事業主から紙をもらった記憶があるが、厚生年金保険に関することであったかどうかは分からない。また、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことも不明である。」と供述している。

さらに、申立人は、D社の同僚等の氏名を覚えておらず、申立人の当該事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月2日から42年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた時の同僚の氏名を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、A社に勤務していた複数の従業員は、「同社では入社後に見習期間があり、同社において厚生年金保険に加入したのは、入社後一定期間経過してからであった。厚生年金保険に加入する以前は、保険料を控除されていなかった。」と供述しているところ、これらの従業員の厚生年金保険の資格取得日は、オンライン記録から、同社に入社したと主張している時期から一定期間経過後になっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録について、申立人のA社における加入記録は確認できないが、申立期間のうち、昭和41年3月25日から同年4月30日までの期間において、B社における加入記録が確認でき、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことを認識している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月から 36 年 2 月まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は結婚により姓が変わってからも勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社で勤務していた同僚を記憶していない。そこで、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者となっている従業員 13 人に照会したところ、回答があった従業員 9 人のうち二人は申立人を記憶していたが退職日は覚えておらず、ほかの 7 人は申立人を明確に覚えていないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社に夫婦で勤務していたが、夫より早く辞めた。」と供述しているが、申立人の資格喪失日は昭和 32 年 1 月 1 日であり、申立人の夫は 31 年 9 月 1 日に資格喪失しているところから、申立人の供述と夫の被保険者記録とは一致しない。

加えて、申立人は、昭和 32 年ごろに結婚してC県D市に住んでいたとしているところ、B社の創業者の娘で現在の事業主の妻は、「当時、会社はE県F市にあり、近くに住んでいる人を採用しており、D市に住んでいる人を採用することは考えられない。また、同社で 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格取得した同社の現在の事業主は申立人を記憶していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月から同年9月1日まで
② 昭和36年4月26日から同年6月1日まで
③ 昭和44年1月から45年4月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①、②及び③において加入記録が無い。しかし、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社（現在は、C社）にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の供述から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、昭和33年及び35年に入社したとする同僚及び従業員計3人が、入社してから1か月から3か月後にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に被保険者であったことが確認できる従業員4人及び同僚5人の計9人に照会したところ、回答があった5人全員が申立人を記憶していたものの、当該期間に申立人が同社に勤務していたかどうか明確に記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、当初、昭和36年7月までA社に勤務していたと申し立てていたが、

同社の後に勤務した事業所で同年6月1日から雇用保険に加入していることが確認できることから、当該期間を変更しており、申立人の同社における勤務期間の記憶は曖昧^{あいまい}である。

申立期間③について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、事業所別被保険者名簿では、B社は昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、B社から商号を変更したC社は、当時の資料を保管していないことから申立人の在籍が確認できなかったとしているため、同社から当該期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時のB社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年4月1日からで、その前の期間は、社員が個人で国民年金に加入していたはずであると供述しており、当該事業主も新規適用事業所となる前は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 1 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は昭和 32 年 8 月*日に解散しており、同社の事業主が 33 年 8 月 19 日に同社と同一業種のB社を設立していることが確認できるところ、B社で 36 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した以前から勤務していた従業員 4 人が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、B社は、昭和 36 年 2 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間は両社とも適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿により連絡先の判明した 4 人に照会したところ、4 人全員が、入社してから 7 か月から 4 年 11 か月後の同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 2 月 1 日に資格を取得しており、うち二人は適用事業所となる以前の厚生年金保険料控除については不明であると回答しており、ほかの二人は回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月30日から40年11月30日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には、昭和40年11月末ごろまで継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。同社では社会保険事務を担当し、専務とか部長とか呼ばれたりしたが、名ばかり管理職だったので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた従業員の回答及び同社に係る商業登記簿謄本により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が当時使用していたとする「B」の名前は、昭和39年3月10日に被保険者資格を取得し同年5月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、給与明細書等を所持しておらず、他に確認できる関連資料及び周辺事情も無いため、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これについて、A社の事業主は、「社会保険の手続や保険料の納付など社会保険に係るすべての業務を申立人に任せていた。」と供述している上、同社の上記社会保険事務を担当していた従業員は、「申立人に教わりながら、申立人と一緒に一般事務、社会保

険関係の事務を申立人の指示により行っていた。」と供述している。

また、申立人自身が「自分と上記社会保険事務を担当していた従業員を除いて、他に社会保険事務を担当する者はいなかった。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、A社において、社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

以上のことから、仮に申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 7 日から 46 年 6 月 1 日まで

A 社（現在は B 社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、妻は専業主婦であり、子供も 3、4 歳であったので長期間無収入ということはある得ず、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月 1 日まで A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社は、「申立人の名前を確認できたものの、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が当社に勤務した期間や厚生年金保険料の控除等について確認できない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等について照会したところ、回答のあった複数の従業員のうち 1 名が申立人を記憶していたものの、申立人がいつまで同社に勤務していたかを記憶していないため、同社の従業員から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C 連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及び D 厚生年金基金から提出された異動記録マスター一覧では、A 社における申立人の被保険者資格喪失日は、昭和 45 年 3 月 7 日と記録されており、上記被保険者名簿の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

A 製作所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

同製作所は有限会社だったと記憶しており、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 製作所の事業主及び同僚の供述により、期間は特定できないが、申立人が A 製作所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 製作所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、事業主は、「A 製作所は個人事業所で、法人となったことは無く、当時従業員は 3 人しか勤務していなかった。また、社会保険については雇用保険のみ加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月ごろから47年5月31日まで
A病院（現在は、B病院）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同院には看護師として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者期間を有する複数の同僚や従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人が同院に勤務していたことが推認できる。

しかし、B病院は、「確認できる資料を保管していないことから、申立人の勤務状況等について不明。」と回答している。

また、申立期間当時のA病院における厚生年金保険の取扱いについては、複数の同僚が、「社会保険は希望者のみ加入だった。」と供述しており、別の同僚は、「自分はA病院に就職後、約5年間厚生年金保険には未加入だった。」と供述している。

さらに、上記複数の同僚は、A病院の当時の従業員数は50名から100名程であった旨供述しているが、昭和41年3月末日現在で、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数は25名であることから、同病院においては、同僚の供述どおり、希望者のみ厚生年金保険に加入させる取扱いがなされていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和40年10月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間において、国民年金保険料の全額免除期間と記録されている。当時の免除申請について、申立人に再度確認したところ、「免除申請を行ったことは記憶している。A病院に勤務して間もなく厚生年金保険に切り替えたと思っていたが、国民年金に加入していたままだったかもしれない。」と回答している。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月から33年ごろまで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により住所が確認できた4名のうち、回答のあった従業員1名は、「申立人の入社時期は不明だが、自身の勤務していた昭和32年5月1日から33年1月31日までの期間是一緒だった。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年11月1日であり、申立期間の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社は既に解散しており、当時の事業主等と連絡が取れないことから、申立人の申立期間における雇用形態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記従業員は、「自身の入社時の従業員数は100名位であった。」と供述しているところ、上記従業員入社時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は11人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月から 34 年 11 月まで
② 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで

A 食堂に勤務していた申立期間①及び B 食堂に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする A 食堂は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A 食堂の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同食堂の代表者を特定できない上、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、その連絡先は不明であり、同食堂における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする B 食堂は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B 食堂の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、同店の代表者を特定できない上、申立人は、当時の上司及び同僚 2 名の名字だけを記憶していることから連絡先が不明であり、同店における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月16日から53年2月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にアルバイトガイドとして勤務し、保険料は給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社においてバスガイド指導係として新人教育を担当した従業員の供述、申立人が所持する同社入社時（昭和52年9月16日）の写真及び昭和53年2月23日付け消印のある乗客からの手紙の内容により、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「アルバイト社員に係る当時の資料は保管しておらず、厚生年金保険の適用状況について確認することができない。アルバイト社員は定着しないので、厚生年金保険に加入させない場合があった。」と回答している。

また、上記の指導係であった従業員は、「私は同社を定年で退職した後、6か月の期間契約でアルバイトガイドとして同社に勤務したが、給与から控除されたのは税金のみで厚生年金保険料は控除されなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、A社が加入しているB健康保険組合において、申立期間当時の資料は無く、申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 4 年 5 月 1 日に採用されてから 5 年 9 月 6 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の文書回答から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人が退職したのは平成5年8月6日であり、その日をもって資格喪失の手続をしたが、申立人との約束でその後1か月分の給料を支払った。当時、厚生年金保険料は、給与の締め日である20日まで勤務した時に月給から控除することとしており、8月20日までの給与を月給として支払った。また、この時の保険料控除は翌月控除であるので、7月分の保険料を控除している。

なお、8月21日から9月6日までの給与は、土・日曜日を除く実営業日の日割り計算をして支払ったので、そこから保険料控除はしていなかったはずである。」と回答している上、当時の経理担当者は、「A社における給与の支払及び厚生年金保険料の控除について、1日から20日までの間の途中で辞めた人の給与は日割計算となり、また、保険料は控除しないこととしていた。なお、保険料控除は翌月控除であった。」と述べていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は見当たらない。

また、B社は、「平成6年4月8日にA社と合併しており、当時のA社に関する賃金台帳等の資料が無いので、厚生年金保険料の控除及び納付について確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 49 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知人の紹介により昭和 48 年 9 月から A 社においてデザイナーとして勤務し、49 年 2 月に退職した。申立期間において同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A 社は、「被保険者台帳等の会社の資料を調べたが、申立人の記録は無く、当時の状況の分かる者は在職していないので、不明である。」と回答している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる元従業員 30 人に文書照会をしたところ、21 人から回答があり、そのうち二人は、「申立人を知っている。」と回答しているが、申立人の職種については、一人は「経理」、一人は「不明」と回答していることから、申立人の申立期間当時の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた二人の従業員については、前述の被保険者名簿に記載されておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できず、A 社の申立期間当時の総務担当者は既に死亡しており、同社における社会保険の取扱いを確認できない。

なお、A 社の元従業員の一人は、「デザイナーだけ、B 社という別会社であった。」と述べていることから、B 社について調査したが、B 社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の記録は無く、あわせて、同社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時に

被保険者であったことが確認できる元従業員 16 人に文書照会をし、11 人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から39年10月2日まで

A新聞B販売店に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間はA新聞B販売店に勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA新聞B販売店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張する根拠について、申立人は、「A新聞B販売店に勤務する条件として、3点セット（失業保険、健康保険及び厚生年金保険）が必要である旨を販売店の奥さんに伝えた。」からであるとし、さらに、申立人は、「A新聞B販売店を辞めた後に失業保険をもらった。」と述べている。

しかしながら、A新聞B販売店について、オンライン記録により法人を含む類似名称で事業所名検索を行ったが、該当する適用事業所は無い。

また、A新聞社によると、「昭和38、39年当時、C地区については、個人店主である新聞販売店の従業員に対して社会保険の加入を推進するため、各販売店を統括する組織を置いていたが、B販売店のあるD地区は束ねる組織が無かったため、社会保険に加入していた販売店は無かった可能性が高い。」とし、同新聞社は、「現在の記録では、当時のB販売店店主が別の場所で販売店を続けていることは無く、廃業店については、資料が残っていない。」としている上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、現在のA新聞B販売店の従業員は、「申立期間当時の同店は、今とは別の場所にあったが、現在は無く、店主も現在の店主とは別の人であった。また、申立期間当時の資料は無い。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間当時のA新聞B販売店の店主名を姓のみしか記憶しておらず、また同僚の名前も覚えていないため、これらの者からA新聞B販売店における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月5日から同年7月1日まで
② 昭和29年12月31日から30年2月5日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC問屋連盟に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出されたA社の社員名簿により、申立人はA社に昭和29年2月26日に採用されたことが確認でき、また、同社員名簿の退職の欄に「29」と記載があることから、B社の人事担当者は、「申立人は、月日は不明だが昭和29年中に退職した。」と回答している上、申立人から提出された履歴書には、A社に同年2月5日に入社し、同年7月1日に退社したと記載されていることから、申立人は、期間が特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社の社員名簿から、申立人と同じ昭和29年2月26日に採用された他の従業員9人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の加入記録を調査したところ、8人は厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日であり、残りの一人は同資格取得日が同年10月1日であることが確認できる上、当該被保険者名簿には、健康保険番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、B社の人事担当者は、「昭和25年入社の社員が、3か月の試用期間があったと言っていることから、申立期間当時は3か月の試用期間があったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人と同日採用の従業員5人に文書照会を行い、そのうち3人から回答があり、自身の試用期間については、「2か月から3か月の試用期間があった。」と

回答し、うち一人から申立期間当時の給与明細書の提出があつて、それによると、入社3か月目までの給与（昭和 29 年3月から5月給与）には社会保険料の控除が無く、4か月目の給与に「健保年金」保険料が控除されていることが確認できる。

なお、申立人の退職日は不明であるが、履歴書に退職日が昭和 29 年7月1日と記載されていることから、早期に退職していることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された履歴書には、C問屋連盟に昭和 29 年10月1日に入社し、30年2月5日に退社したと記載されている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びC問屋連盟に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社の厚生年金保険の被保険者資格を昭和29年12月31日に喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間②にC問屋連盟に在籍し住所の判明した元従業員二人に文書照会を行い、一人から回答があり、その元従業員は、「申立期間②当時、C問屋連盟には女性が3人から4人いたが、名前を覚えていないので申立人についてよくわからない。」と回答している。

なお、C問屋連盟は昭和 40 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間②当時の代表者は死亡し、後任の代表者については住所が判明せず、これらの者から同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A 社（その後、B 社に社名変更。）に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 2 年 9 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の回答により、申立人が申立期間においても B 社に勤務していたことが認められる。

しかし、B 社は、既に廃業しており、元事業主は、「当時の資料等を保有していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しているものの、申立期間当時、社会保険事務を担当していた前述の元同僚は、「退職月の厚生年金保険の取扱いについて、保険料は翌月控除のため、同月内に脱退手続きを行い、給与からは前月分の保険料のみを控除し、退職月に係る保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、B 社に係る被保険者記録照会回答票により、申立期間を含む前後約 5 年間に被保険者資格を喪失している 40 人の従業員の記録を調べたところ、そのうちの 3 人が月中に、32 人が月末に資格を喪失していることが確認できる。

なお、残りの 5 人については、月初に資格を喪失しており、これらの者に退職月の厚生年金保険料の控除について文書照会したところ、3 人から回答があり、そのうちの二人は、「退職月も厚生年金保険の加入期間としたいので、会社に依頼して、月初の資格喪失としてもらい、退職月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除してもらった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月ごろから 28 年 4 月ごろまで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA基地で消防隊員として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A基地で消防隊員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A基地に係る雇用管理の業務を引き継いだB局C事務所保管の連合国軍関係常備使用人登録票では、申立人が申立期間においてA基地に雇用されていたことを確認することができない。

また、当時、A基地に勤務する日本人労働者の労務管理を行っていたD労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないため、申立期間当時の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から33年12月1日まで
申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和37年11月29日の直前の同年10月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、任意加入期間ではあるものの昭和61年4月まで国民年金に加入していないことから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月1日から17年6月21日まで
② 昭和18年6月21日から19年3月31日まで
③ 昭和23年4月1日から26年2月1日まで

昭和16年4月1日から19年3月31日までA社（現在は、B社）のC工場に勤務したが、申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、D組合には23年4月1日から勤務していたにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と同時期にA社に入社したとしている同僚3人の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行前における労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）において、昭和17年5月31日までは保険料徴収の施行準備期間であることから、申立期間のうち、16年4月1日から17年5月31日までの期間は、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の被保険者資格取得日は昭和17年6月21日と記録されていることが確認できる。

申立期間②については、A社のC工場の同僚二人の供述から、申立人が当該期間のうち期間は特定できないものの同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、被保険者資格喪失日が昭和18年6月21日と記載され、その原因として、労働者年金保険の被保険者に該当しない職種であることを示す「職員」の記載がされており、申立人と同じ建物内で従事してい

た上記の同僚二人についても同様に、各々の厚生年金保険被保険者台帳において、被保険者資格喪失日が同年6月21日で、原因が「職員」と記載されていることが確認できる。

また、B社は、申立人に係る人事記録等の資料を保存しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について同社から確認することができない。

申立期間③については、D組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年2月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない期間である。

また、上記名簿によると、申立人と同じ昭和26年2月1日に被保険者の資格取得をしている者が4人確認できるが、これらの者は死亡又は連絡先が不明のため、D組合における当該期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

さらに、D組合の合併後のE組合では、当該期間当時の資料の保管はなく、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11333 (事案 4341 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月から 34 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容の確認ができる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当時の事業主は死亡しており、現在の事業主においても、当時の資料等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について分からないとしていることから、申立期間における勤務が確認できなかった。

以上の理由から、申立期間について、既に平成 21 年 10 月 7 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、申立期間にA製作所に勤務していたことは確かであると主張しているが、新たな資料等の提出は無く、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年1月21日まで

A社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和45年1月21日から46年10月21日までの期間で確認されているが、同社では43年6月から勤務していたので、申立期間もA社での被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において一度だけ勤務した旨主張しているが、雇用保険の加入記録及びオンライン記録によると、申立期間のうち、昭和43年7月9日から同年9月30日までの期間及び44年1月7日から同年5月26日までの期間について、B社に勤務していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名は、「A社では試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していた。また、申立人の名前を覚えているが勤務期間までは覚えていない。」と供述している。

さらに、A社の管轄法務局では商業登記簿及び閉鎖登記簿は保存されていないことから、当時の事業主の連絡先も不明のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

加えて、申立人が記憶しているA社の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについては分からない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 24 日まで
② 昭和 42 年 4 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間も勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、「申立人が在籍していたことは記憶しているが、資料が保存されておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

また、A社で申立期間に勤務していた総務担当の同僚は、「自分は昭和 41 年 2 月 14 日に入社したが、申立人は自分より後に入社したことを記憶しており、申立人は 1 年も勤務していなかったと思われる。社会保険の手続に間違いがあるとは思えず、厚生年金保険と雇用保険の記録が一致しているなら、申立人はその期間しか勤務していないと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた 5 名はいずれも申立期間の申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等は分からない旨供述している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、同社の厚生年金保険の被保険者期間と同じ昭和 41 年 7 月 24 日から 42 年 4 月 25 日までの期間で確認できるほか、申立期間①のうち昭和 40 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間では、同社とは別会社であるB社で加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月20日から49年7月1日まで
A社(昭和51年9月25日にB社へ商号変更)の代表取締役として昭和36年4月の設立から平成17年8月の解散まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
昭和40年8月より健康保険組合に加入していたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年4月の会社設立時から平成17年8月の解散時まで、A社の代表取締役であった旨供述しており、A社に係る事業所別被保険者名簿の「事業主又は代表者氏名」欄に申立人の氏名が記載されていることから、同社の申立期間に係る商業登記の記録からは確認できないものの、申立人は申立期間にA社の代表取締役であったことが推認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合の健康保険資格証明書により、申立人が申立期間に健康保険に加入していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和47年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが記載されており、さかのぼった処理は無く、社会保険事務所(当時)の処理に不自然さは見られない。

また、申立人は、「A社に係る社会保険の届出事務は、妻である経理担当取締役に任せていた。」と主張しているが、代表取締役である申立人が同社において社会保険の届出等に権限を有し、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)は、当該事業主が厚

生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、A社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書きの規定により、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月ごろから同年 7 月 1 日
② 昭和 42 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。中学校卒業後担任の先生の紹介で同社に就職し、高校受験の際は休ませてもらったが、高校に入学するまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主や申立人が記憶していた同僚は、既に死亡しており、申立人の申立期間①及び②の同社における勤務状況について確認することができない。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が当社に勤務した期間や保険料の控除等について確認できない。」と供述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 41 年 7 月 1 日、離職日が 42 年 1 月 16 日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格の記録と一致している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①及び②に被保険者であったことが確認できる従業員に、申立人の同社における勤務状況等について照会したが、連絡の取れた 6 名全員が申立人を記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から平成 12 年 7 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 59 年 7 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元オーナーによる「時期ははっきりしないが、申立人が当社に勤務していた記憶はある。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間の一部期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の当時の代表者は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入していないことから、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「A社の同僚は誰も覚えておらず、上司は死亡している。」旨供述していることから、従業員への照会ができず、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人は、「当時、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 22 日から 43 年 1 月 5 日まで
② 昭和 43 年 9 月 5 日から 44 年 4 月 5 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員による「時期は不明だが、申立人を覚えている。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡し、社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社後、すぐには、厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社が加入する厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和 43 年 1 月 5 日、資格喪失日は同年 7 月 20 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

申立期間②については、B社の複数の元従業員による「時期は分からないが、申立人を覚えている。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時の人事記録等の書類は残っておらず、また、当時の代表者は既に死亡し、社会保険担当者は所在不明であることから、申立人の当社における勤務実態及び社会保険の届出、保険料納付に係る事実は確認できなかった。」旨供述しており、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社後、すぐには、厚生年金保険に加入しなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、B社が加入する厚生年金基金の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和44年4月5日、資格喪失日は45年3月20日となっており、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 10 月 5 日から 25 年 6 月 1 日まで
② 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで

A社のB事業所に勤務した申立期間①及びC事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者は所在不明であり、申立人が記憶する元上司及び同僚は所在不明又は死亡していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当時、A社のB事業所に係る厚生年金保険の手続は本社で一括して行っていた。」旨供述しているが、複数の元従業員は「同事業所が本社一括適用であったか分からない。」旨供述している。

さらに、申立人は、「D県に所在するA社のB事業所に勤務した。」旨供述しているところ、適用事業所名簿によると、同県において、同社の事業所はD支店となっており、同支店は、昭和 25 年 5 月 1 日から 27 年 9 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者であったことは確認できない。

申立期間②については、A社の複数の元従業員は「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者は所在不明であり、申立人が記憶する元上司及び同僚は所在不明又は死亡していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当時、A社のC事業所に係る厚生年金保険の手続は本社で一括して行っていた。」旨供述しているが、複数の元従業員は「同事業所が本社一括適用であったか分からない。」旨供述している。

さらに、申立人は、「E県に所在するA社のC事業所に勤務した。」旨供述しているが、適用事業所名簿によると、同県において、同社の事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②の前後の期間において、厚生年金保険被保険者であった者のうち、申立人を除く5人の従業員は、申立人と同様に、昭和24年10月5日に被保険者資格を喪失し、そのうち3人が26年5月1日に同社において再度資格を取得していることが確認でき、同社では、一部の従業員に対して、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 7 日から 64 年 1 月 5 日まで

A病院（現在は、B病院）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には昭和 63 年 9 月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の複数の元従業員による「申立人がいつごろから当病院に在籍していたのか覚えていないが、当時、一緒に勤務していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同病院に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B病院の現在の事務長は、「当病院には既に当時の人事記録等は残っておらず、また、当時の事務長及び社会保険担当者が所在不明であるため、申立人の当病院における勤務実態及び社会保険の届出、保険料納付に係る事実確認はできなかった。」旨供述しており、同病院における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、当病院では、全員が厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A病院が加入する健康保険組合の加入記録では、申立人の資格取得日は、昭和 64 年 1 月 5 日となっており、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる上、同病院において申立人と同職種であったとされる複数の元従業員は、オンライン記録によると、申立人と同様、実際の入職日から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 57 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「回答書」から、A社における申立人の退職日は、昭和 57 年 7 月 30 日であることが確認でき、申立期間の勤務は確認できない。

また、B社は、「A社では、申立人の給与から、昭和 57 年 7 月の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、厚生年金基金の加入記録では、資格喪失日は、昭和 57 年 7 月 31 日と記録されており、オンライン記録の厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月ごろから58年10月ごろまで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に勤務していた同僚一人の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和52年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主は死亡しており、申立期間当時、同社の事務全般を担当していた事業主の妻は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除状況については不明である旨回答しており、保険料控除が確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚4人は、いずれもA社に係る事業所別被保険者名簿に氏名の記載が無く、その連絡先が不明であることから、供述を得ることができない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も継続して勤務していた従業員二人は、「同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しており、いずれも同社が適用事業所でなくなった後の期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 9 年 8 月 31 日まで同社に継続して勤務し、同年 9 月 1 日に同社から関連会社である B 社に異動しているので、A社における資格喪失日を同日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人の離職日は平成 9 年 8 月 29 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は既に解散しているが、申立期間当時に同社の給与・厚生年金保険の手続を代行していたB社によると、「申立人の雇用期間は、平成 9 年 8 月 29 日までである。」と回答している。

さらに、B社における申立期間当時のA社に係る給与・厚生年金保険事務担当者は、「申立人のB社への入社経緯は人事異動ではなく、A社の清算に伴う移籍である。また、同社の平成 9 年 8 月の最終営業日は 29 日であった。」と供述している。

加えて、申立人と同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員 10 人のうち、9 人に勤務状況を照会したところ、4 人から回答があったが、いずれも申立期間の勤務を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 9 年 8 月 31 日まで同社に継続して勤務し、同年 9 月 1 日に同社から関連会社である B 社に異動しているので、A社における資格喪失日を同日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人の離職日は平成 9 年 8 月 29 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社は既に解散しているが、申立期間当時に同社の給与・厚生年金保険事務手続を代行していたB社によると、「申立人の雇用期間は、平成 9 年 8 月 29 日までである。」と回答している。

さらに、B社における申立期間当時のA社に係る給与・厚生年金保険事務担当者は、「申立人のB社への入社経緯は人事異動ではなく、A社の清算に伴う移籍である。また、同社の平成 9 年 8 月の最終営業日は 29 日であった。」と供述している。

加えて、申立人と同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員 10 人のうち、9 人に勤務状況を照会したところ、4 人から回答があったが、いずれも申立期間の勤務を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社に正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿から、申立人が平成 3 年 4 月 1 日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の給与は、当月控除である。」と回答しているところ、同社から提出された申立人の平成 3 年 4 月分から同年 6 月分までの賃金台帳によると、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記労働者名簿において、「4 月 1 日より試用期間 3 か月」と記載されており、これについて、A社の事業主は、「試用期間は、厚生年金保険に加入させず、同保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた従業員 10 人に申立期間の勤務状況等について照会した結果、7 人から回答があり、いずれも「同社では 3 か月間の試用期間があり、当該期間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が支給された給与額より過小に届け出られているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 37 年 2 月までは 2 万 2,000 円となっているが、同社における初任給は 2 万 8,000 円を支給され、6 か月間の研修終了後に同社 B 事務所に配属され 2 万 8,000 円の給与を支給されたと主張している。

しかし、申立人は、上記給与支給額を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することはできない。

また、A社は、申立期間当時の人事資料及び給与関係資料が保存されていないため、申立人に支給していた給与の額等は確認できない旨回答していることから、同社において、申立期間当時、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められなく、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した 540 人のうち、申立人と同年代の資格取得者 213 人の標準報酬月額は 2 万円となっており、そのうち、同年 10 月の定時決定

時の標準報酬月額について、申立人と同額の2万2,000円と記録されている者は160人いることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが分かった。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、A社から提出された被保険者標準報酬決定通知書では、申立期間の標準報酬月額は 18 万円として届け出られており、オンライン記録と一致している。

また、申立人から提出されたA社の給与が振り込まれている申立人名義の普通預金通帳の写しには、報酬月額の総額が記載されておらず支給手取り額のみの記載となっており、そのほか、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料は保有していないため、申立人の申立期間の給与から申立人の主張する標準報酬月額（24 万円）に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

さらに、事業主より、申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額（24 万円）に相当する社会保険料が控除されたことを示す資料は提出されなかった上、事業主は、申立人の給与からは標準報酬月額 18 万円に相当する厚生年金保険料を控除している旨回答している。

加えて、A社に係る申立期間中のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険の記録は、さかのぼって訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。